

タイ王国の非公開株式会社の情報開示制度に 意味はあるか

北山 弘 樹

[目次]

- I. はじめに—タイの企業会計—
- II. 非公開株式会社と会計制度
 - 1. 株式会社と会計基準
 - 2. 情報開示制度に関する問題点
- III. 開示情報検討の考え方
 - 1. 財務諸表の信頼性と有用性
 - 2. 経営不振状況の表出
 - 3. 清算企業と存続企業との比較
- IV. 開示情報分析の焦点
 - 1. 監査報告書
 - 2. 損益計算書
 - 3. 財務指標
- V. 対象企業の選定と資料収集
- VI. 調査結果
 - 1. 追記情報と除外事項
 - 2. 監査人の交代
 - 3. 売上高と利益金額
 - 4. 収益性と安全性
- VII. おわりに—結論と課題—

[参考文献]

[謝辞]

I. はじめに—タイの企業会計—

タイ研究は、我が国の発展存続に不可欠である。我が国と同じ立憲君主制による民主政のタイは、経済的政治的に我が国との結び付きが緊密である。例えば2011年11月のタイの洪水は、我が国の主要企業の生産販売計画に大きな影響¹⁾を及ぼした。第二次安倍内閣発足に当り首

1) 次に詳しい。福永雪子「洪水後にも投資は拡大—タイにとどまる日系企業」『エコノミスト』2012年9月18日号、40-41頁。

相の初の外遊先三カ国²⁾の内の一カ国としてタイが入っていた。日本企業が海外生産を想定する場合、タイは、チャイナリスクの高まりおよび産業集積上の有利さから、チャイナプラスワン、ネクストチャイナの最有力候補地域の一つ³⁾となっている。2008年には日本企業の海外の現地法人の60%がアジアに集中し、タイはアジアで2位の現地法人数⁴⁾である。タイにとって、日本⁵⁾は、国地域別のタイへの2007年の直接投資額⁶⁾で日本が一位であり、2010年の貿易相手国⁷⁾として、約20%を占める第一位の輸入元であり、輸出先として約10%を占めてEUと僅差で第二位である。新興経済圏およびアセアン諸国の一国としてタイの存在は現時点で大きく、近代化に伴う社会意識の変革による政治騒動が2014年には戒厳令発令まで至っているが、王朝制の途絶または海水面の急上昇といった事態の無い限り、今後世界的にまた我が国にとってタイの存在の重要性が低下することは無いであろう。

タイ経済において、繊維産業は、歴史的にまた現在も、重要な位置にある。繊維産業は、多くの国で、近代化の端緒を開き、経済成長を主導する産業の一つである。タイの繊維産業⁸⁾は、1950年代から1960年代半ばの国内産業未発達時期、1985年までの輸入代替産業としての発展時期、1997年までの政府の輸出奨励策による発展時期、1997年の通貨危機以降現在までの混乱・再編成・中国の台頭の時期を経てきている。繊維製品がコメを抜いて輸出品目の第一位となったのは1986年である。縫製品輸出実績の近年の頂点は2006年の36億ドル強であるが、2009年の縫製品の輸出額は全輸出額の1.9%を占め、依然タイの基幹産業の一つ⁹⁾である。

タイの繊維産業が健全に発展するには、社会制度として株式会社が機能する必要がある。繊維産業の特徴は、設備投資等における資本集約的な構造と、工場の作業等における労働集約的な構造である。繊維産業の個々の企業は、通常一般から資金を調達し、資材を購入し、資本を投下し、製造活動を開始する。各企業は、技術進歩への対応等において内部留保で賄えない資金用途が発生した場合、追加的に資金を獲得しなければならない。各企業は、獲得した資金を効率的に活用し、製造上の技術と規模を維持向上し、労働者の拡充に努め、企業活動を不断に

2) 安倍晋三首相は、2013年1月16-18日にベトナム、タイ、インドネシアを訪問した。

3) 例えば次に詳しい。濱條元保・中川美帆「沸騰！東南アジア-タイに見る東南アジアの優位性」『エコノミスト』2013年1月29日号、20-24頁。

4) 関根栄一・吉川浩司「わが国企業によるタイ資本市場活用の現状と今後の課題」『資本市場クォーターリー』2009年夏号、140頁、available from <<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2009/2009sum10.pdf>> at 5th February, 2014.

5) 元駐タイ日本国大使による次のような実感的な比喻表現に接した。「タイは…日本の金城湯池です」岡崎久彦発言・長谷川三千子『激論 日本の民主主義に将来はあるか』海竜社、2012年、115頁。

6) 日本タイ学会編『タイ事典』めこん社、2009年、444頁。

7) 積田北辰「第4章 貿易・国際収支」山田宗範編『タイ国経済概況2010年/2011年版』所収、盤谷日本人商工会議所、2011年、81頁。

8) 盤谷日本人商工会議所繊維部会「50年の歩み」50周年記念事業実行委員会記念誌ワーキンググループ『タイ経済社会の半世紀とともに-盤谷日本人商工会議所50年史』所収、盤谷日本人商工会議所、2005年、180頁。

9) 大橋昌平・山下康夫「7. 繊維産業」山田宗範編、前掲註(7)所収、297,302頁。

発展させる必要がある。繊維産業全体の規模が年々拡大することを容易に見通せない現在、企業の存続を左右するだろう経営判断は、高度で困難である。このような条件下で一定規模を維持した企業活動は、資金調達と事業運営とにおいて、出資者たる資本主に限られる、人的色彩の強い企業組織形態¹⁰⁾では、継続し難いであろう。繊維産業における企業形態として、株主の間接有限責任¹¹⁾制度と専門経営者制度を備えた、少額資本の糾合が可能な株式会社制度は、必然的な選択である。

株式会社が経済制度として成立するための必要条件の一つは、企業の情報開示制度の確立である。株式会社制度の本質的側面は、株主が会社債権に対して間接的で出資額を上限とした責任しかとらないという有限責任制度と、取引先にとって経営者個人ではなく経済的資源の集合体としての法人を相手に取引するという物的会社としての性質とにある。出資者、とくに少数株主が詐欺の心配なく会社への出資に応じ、また債権者および取引先が破産・貸倒れの心配なく会社との取引に応じる上で、最初の取引の前にまたその後継続的かつ定期的に会社の財務的な側面が充実していることを取引当事者が把握可能である必要¹²⁾がある。出資者と債権者による会社との取引を保護する制度として、分配可能額の算定と情報開示に関する法規制が各国で制度化されてきた。タイでは、株式会社による財務情報の作成とその開示が、株式会社の本旨に則り、上場企業だけでなく、上場公開していない中小企業であっても、また大株主が同時に経営者であって所有と経営が分離していなくても、一律に強制¹³⁾されている¹⁴⁾。

10) 登記によって法人格が生じる人的色彩の強い事業組織形態（パートナーシップ）として、タイの「民商法典」上、普通共同事業と有限共同事業がある。登記をしていない法人格を有さない共同事業は、非登記普通共同事業と呼ばれている。これらは、タイでの企業形態として、株式会社形態に比べ、一般的とは言えない。普通共同事業は、旧日本商法の合名会社に類似し、「全ての社員が共同事業の債務について、連帯して無限の責任を負う（第1025条）」事業形態である。有限共同事業は、旧日本商法の合資会社に類似し、「共同事業への持分合計に限る責任を有する社員」と「共同事業に対する連帯および無限の責任を有する社員」とを有する（第1077条第1項第1,2号）。元田時男訳「タイ国民商法典第22編パートナーシップと会社法-第4章株式会社（2008年3月改正）」同ウェブサイト『タイ国経済データベース』所収、available from <<http://home.att.ne.jp/yellow/tomotoda/companylimitedact.htm>> at 5th February, 2014. 元田時男訳『パートナーシップと会社法（タイ国民商法典第22編）1956年法人の違反に関する法律（最終改正2006年）1992年公開株式会社法』GIPU, 2007年。次からの、タイ民商法典、違反法および公開株式会社法からの引用はすべて上記翻訳を参照している。

11) 次掲文献では、株式会社においては出資者たる株主が出資額以上の責任が免除されるという有限責任が正当化される一般的な理由として、①少額投資の糾合の必要（分散投資の勧奨）と②所有と経営の分離（株主の会社支配権の喪失）という2つの理由を挙げている。さらに中小企業・閉鎖型のタイプの株式会社の株主に対して無限責任で無く有限責任が認められ配慮される理由として、③失敗の可能性が高くても社会的に望ましい企業活動を促進する必要があることと④資本余力等により会社債権者の方が株主よりリスク負担能力が勝るケースがあることの2つの理由が指摘されている。江頭憲治郎『株式会社法 第4版』有斐閣, 2011年, 33頁。

12) 安藤英義『商法会計制度論』国元書房, 1985年, 3頁。

13) 次掲文献では、閉鎖型のタイプの会社の少数株主に対してはともかくとして、いざという場合に取引打ち切りが可能な債権者または株式売却が可能な上場会社の株主に対する情報開示を会社に強制する理由

会社の開示する財務情報が適切なものであるには、その作成方法を定める会計基準が重要である。企業は、永久の存続を図りつつ利益からの配当を実行するため、利益の実現とその増幅循環を追求する存在である。会計基準は、個別企業での役割に着目して言うと、そのような企業活動を計数的に把握し、表現する技術体系である。他方会計基準は簿記手続きによる情報の作成方法を統一的に定めるものであり、社会全体として計算開示される情報の質を支える制度の一つである。株式会社制度における会計基準は、有限責任とされる出資者に対して債権者を保護するための配当可能利益の算定を実質的に規定する役割を持つ。会計基準が不備または信頼できない場合、計算規制による債権者保護機能が失われ、利害関係者による取引の安全が損なわれ、企業の開示する財務情報の意義が希薄化し、少額投資の糾合に不都合が生じ、さらには近代資本主義社会の運営成立に支障が生じるであろう。

タイの情報開示制度と会計基準が適正に機能する方策を検討するには、中小企業に関する情報開示制度と会計基準に関して、まずその実態を明らかにする必要があると本稿では判断した。タイの情報開示制度と会計基準は、1997年の通貨経済危機後の企業構造改革¹⁵⁾の一環として全般的に整備されてきた。上場企業の会計基準としては、世界銀行と国際通貨基金の勧告による金融制度改革と企業再構築¹⁶⁾の一環として、国際会計基準 (IAS: International Accounting Standards) および国際財務報告基準 (IFRS: International Financial Reporting Standards) がタイの会計基準 (TAS: Thai Accounting Standards および TFRS: Thai Financial Reporting Standards) として現在まで導入¹⁷⁾されてきた。2011年度から一部基準¹⁸⁾を除いて

として、最適な量の情報の供給を実現するには関係者の自治に委ねない方が望ましいという判断があることと、会社の状況を調査しようとする関係者が複数存在する場合に重複して同様の調査手続きを踏むことになるムダを省くこと、の2つの理由が指摘されている。江頭憲治郎、前掲註(11)、541頁。

14) タイの民商法典上、貸借対照表と損益計算書の毎年度の作成(第1196条)、それらの会計監査人による監査と株主総会への提出(第1197条)、総会での承認後の会社への備え置きによる一般公開(第1199条第1項「誰でも、20パーツを超えない額を支払って、会社から最新の貸借対照表一部を入手する権利を有する」と登記官への提出(第1199条第2項)が定められている。貸借対照表等提出無き違反の場合、株式会社の取締役は5万パーツ以下の罰金が科される。(「1956年登記済みパートナーシップ、有限パートナーシップ、株式会社、協会及び財団法人の違反に関する法律」第28条)。なお、民商法典上の貸借対照表という用語は、損益計算書を付随した二つの財務表という意味でも使われている。第1196条第2項に次の規定がある。「貸借対照表には資産および負債の概要を含み、損益計算書がなければならない」

15) 米国型制度モデルのタイへの導入の観点からの分析は、次に詳しい。金子由芳「タイの企業構造改革をめぐる法的分析」広島大学『国際協力研究誌』第8巻第2号、2002年、25-49頁、available from <http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/metadb/up/74007022/JIDC_08_02_03_kaneko.pdf> at 5th February, 2014.

16) 証券市場を中心とした推移と状況は、次に詳しい。末廣昭「第2章 証券市場改革とコーポレート・ガバナンス-情報開示ベースの企業淘汰システム」同編著『タイの制度改革と企業再編-危機から再建へ』所収、アジア経済研究所、2002年、63-123頁、available from <http://d-arch.ide.go.jp/idedp/KSS/KSS052400_004.pdf> at 5th February, 2014.

17) かつては一部の米国基準も公式に準用されていた。UFJ総合研究所「第2章 タイ」『アジア各国における企業会計制度の現状と課題』2002年、93頁、available from <<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/>

2009年版のIFRSがTAS第1号ないし第41号およびTFRS第1号ないし第7号として施行¹⁹⁾されている。2014年1月1日からIFRSの2012年版に準拠したTASおよびTFRSが施行される予定²⁰⁾である。上場企業に関しては、これらの会計基準に加えて、証券取引所による規制とタイ証券取引委員会が認定した公認会計士による監査によって、一定水準の情報開示が確保されている。また上場企業に対しては既に、会計制度の実態²¹⁾が分析され、近年の会計基準の改

\1022127/www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/tyou067a.pdf> at 5th February, 2014. すなわちタイの会計基準に規定のない場合はIASに準拠し、IASに規定の無い場合は米国会計基準に準拠すべきとされていた。加藤正浩「第22章 タイ」武田安弘編著『財務報告制度の国際比較と分析』所収、2001年、税務経理協会、426頁。阪智香「タイの会計基準」広瀬義州・田中弘編著『国際財務報告の新動向』（別冊商事法務第222号）所収、商事法務研究会、1999年、264頁。

18) 除外されている基準は、IFRS第4号「保険契約」とIAS第41号「農業」から成る、特定業種の会計基準と、IAS第32号「金融商品-開示」、IAS第39号「金融商品-認識と測定」、IFRS第7号「金融商品-開示」とIFRS第9号「金融商品」から成る、金融商品に関する会計基準とである。IFRS Foundation, “IFRS Application Around the World-Jurisdictional Profile: Thailand,” IFRS Foundation, available from <<http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Documents/Jurisdiction-profiles/Thailand-IFRS-Profile.pdf>> at 5th February, 2014.

19) 新日本有限責任監査法人編『タイ国の会計・税務・法務Q&A』税務経理協会、2013年、142-143頁。TFRSとTASに加え、タイの一般に認められた会計基準として、金融商品に関するタイ独自の会計基準である、TAS第101号ないし第107号および3つの実務指針（Guideline）が規定されている。IFRS Foundation, *supra* note (18), p.2.

20) IFRS Foundation, *supra* note (18), p. 2.

21) 例えば次の文献が挙げられる。Roger C. Graham, Raymond D. King, “Accounting Practices and the Market Valuation of Accounting Numbers: Evidence from Indonesia, Korea, Malaysia, the Philippines, Taiwan, and Thailand,” *International Journal of Accounting*, Vol. 35, No.4, 2000, pp.445-470. Aim-orn Jaikengkit, “The Development of Financial Reporting, The Stock Exchange and Corporate Disclosure in Thailand,” *Research in Accounting Regulation*, Vol. 15, 2002, pp.239-258. Ray Ball, Ashok Robin, Joanna Shuang Wu, “Incentives versus Standards: Properties of Accounting Income in Four East Asian Countries,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol.36, No.1-3, December 2003, pp.235-270. Natchanon Komutputipong et al., “A Study of Practical Applications of Accounting Standard on Impairment of Assets in Thai Listed Companies,” *The Proceedings of The 5th Asian Academic Accounting Association Annual Conference*, 2004. Krienkrai Boonlert-U-Thai, Gary K. Meek, Sandeep Nabar, “Earnings Attributes and Investor-Protection: International Evidence,” *International Journal of Accounting*, Vol. 41, No.4, 2006, pp.327-357. Visarut Sribunnak, M. H. Franco Wong, “The Impact of Excluding Nonfinancial Exposure on the Usefulness of Foreign Exchange Sensitivity-Analysis Risk Disclosure,” *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, Vol.21, 2006, pp.1-25. Donald R. Herrmann, Sompong Pornupatham, Thanyaluk Vichitsarawong, “The Impact of the Asian Financial Crisis on Auditors’ Conservatism,” *Journal of International Accounting Research*, Vol. 7, No. 2, 2008, pp. 43-63. Asheq Rahman, Jira Yammeesri, Hector Perera, “Financial Reporting Quality in International Settings: A Comparative Study of the USA, Japan, Thailand, France and Germany,” *International Journal of Accounting*, Vol.45, 2010, pp.1-34. Wilasinee Kiatapiwat, “Controlling Shareholders, Audit Committee Effectiveness, and Earnings Quality: The Case of Thailand,” *PhD Dissertation, University of Maryland*, 2010. Pimpana Peetathawatchai, Kittima Acaranupong, “Are Impairment Indicators and Losses Associated in Thailand?,” *Journal of Financial Reporting and Accounting*, Vol. 10, 2012, pp.95-114. Pavinee Manowan, ↗

革が及ぼした影響²²⁾が分析されている。他方、繊維産業を実質的に支える非上場企業の会計基準に関しても近年改革が行われてきているが、会計制度の実態の分析および会計基準改革の意義の検討は、行われて²³⁾いない。一般の非上場企業の会計基準は、2013年末現在、タイ独自の、公的責任²⁴⁾を有しない企業向けのタイ財務報告基準 (TFRS for NPAEs : TFRS for Non-Publicly Accountable Entities) が2011年より適用可能²⁵⁾となったことにより、TFRS for NPAEsか、またはTFRSおよびTASか、のどちらかの選択適用となっている。非上場企業の会計基準の今後の改革に関して、国際会計基準審議会 (IASB : International Accounting Standards Board) が公表する、IFRS全体を簡略化した中小企業向け国際財務報告基準 (SME向けIFRS : IFRS for SMEs : International Financial Reporting Standard for Small and Medium-Sized Entities) の2016年までの採用が現在検討されている。タイでこのIFRS for SMEsが採用された場合、非上場企業のうち大規模な会社にIFRS for SMEsを適用し、中小規模の会社にだけTFRS for NPAEsを適用する方法が検討²⁶⁾されている。中小企業に対する新基準設定の意義および新基準設定による変革の効果を見守る前提として、TFRS for NPAEsおよびIFRS for SMEsという両新基準設定前の時点において、中小企業の情報開示はどのように行われてきたかその制度の実態を認識しておくのが得策と考える。

↘ Ling Lin, "Dual Class Ownership Structure and Real Earnings Management," *International Journal of Accounting and Finance*, Vol. 4, No.1 2013, pp.86-97. Prapaporn Kiattikulwattana, "Earnings Management and Voluntary Disclosure of Management's Responsibilities on Financial Report," *The Proceedings of American Accounting Association*, Anaheim, U.S.A., 2013.

22) 1997年の通貨経済危機後の会計実務における開示水準の上昇を検証した文献として次がある。Siriluck Sutthachai, Terence E. Cooke, "An Analysis of Thai Financial Reporting Practices and the Impact of the 1997 Economic Crisis," *Abacus*, Vol. 45, No. 4, 2009, pp. 493-517.

23) ただし、非上場企業を多く含んだ、1990年代初期の製造業の資本調達構造の決定要因については、次に詳しい。Fumiharu Mieno, "Fund Mobilization and Investment Behavior in Thai Manufacturing Firms in the Early 1990s," *Asian Economic Journal*, Vol. 20, No. 1, 2006, pp.95-122. タイ企業の資本構成に関して、上場か非上場かまた外資系か日系かを区別した分析は、次に詳しい。三重野文晴「タイ、マレーシアにおける企業の分布と資金調達-上場/非上場、外資系/日系企業を焦点に」国際協力銀行『国際調査室報』第2号、2009年、104-130頁、available from <http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/information/research/journal_200908_all.pdf> at 5th February, 2013.

24) 公的責任を有する企業とは次のいずれかに該当する会社である。持分証券または社債などの負債証券を発行し、それが公的市場で取引されている企業。公的市場においてあらゆる種類の金融商品を発行する目的で、監督機関に対して財務諸表を提出した企業または提出準備中である企業。金融機関、保険会社、証券会社および投資信託。公開会社。新日本有限責任監査法人編、前掲註 (19)、132-133頁。

25) IFRS Foundation, *supra* note (18), p. 1.

26) IFRS Foundation, *supra* note (18), pp. 2.6. IFRSそのもの (ピュアIFRS) またはIFRS for SMEs自体の適用は、2013年末において、上場または非上場を問わず、認められていない。IFRS Foundation, *supra* note (18), p. 1.

II. 非公開株式会社と会計制度

1. 株式会社と会計基準

タイにおける中小企業の情報開示制度とその中核を担う会計基準について検討する上で、中小企業とその情報開示に関する法的規制ならびに会計基準の法的位置付けを確認しておく必要がある。

タイにおける非上場の中小企業は法的には、公開株式会社法が適用²⁷⁾されない、民商法典に基づいて設立される株式会社に該当する。非公開株式会社という独特の呼称は、公開株式会社で無く、共同事業（パートナーシップ）で無いという意味から、また曖昧さを避けるために単に株式会社または有限会社とは呼ばれず、私的有限責任会社という意味で、慣例的に用いられる。非公開株式会社の有限責任に関しては、次のように規定されている。非公開株式会社は、株主が会社に対して株式の引受価額を限度とする出資義務を負う以外に会社債務につき責任を負わないという株主有限責任会社であるが、会社設立時の発行株式に対して当初の払込金額は25%以上で構わないとする規定（第1105条第3項）より、株主は自己が有する未払分を超えない範囲についてのみ有限責任を負う²⁸⁾会社とされている。公開株式会社は、民商法典の特別法である公開株式会社法が適用される、株式上場を前提²⁹⁾とした株式会社³⁰⁾である。非公開株式会社と公開株式会社とを比較すると、発起人の最低人数が非公開株式会社の3人に対して公開株式会社は15人、株主の最低人数が非公開株式会社の3人に対して公開株式会社は15人であり、株式の公募は公開株式会社だけに認められ、公開株式会社³¹⁾に認められる社債の公募

27) 公開株式会社法第15条は次の通りである。「公開株式会社とは、一般大衆を対象に株式を公募する目的で設立された会社で、株主は払い込むべき株式金額を超えない範囲で有限責任を有することを基本定款に明示した会社である」

28) 民商法典第22編のパートナーシップと会社法第1096条で次のように規定されている。「株式会社とは、同額の株式に分割された資本により設立され、株主は自己が有する未払分を超えない範囲についてのみ有限責任を負う会社をいう」株主による未払部分の株式の金額の全てに対し、取締役はいつでも催告できるとされている（第1120条）。

29) 久野康成監修『タイの投資・会社法・会計税務・労務』TCG出版、2011年、129頁。

30) 公開株式会社法が1978年に新規に公布されて以降しばらくは上場企業でありながら法的には民商法典上の閉鎖型の株式会社が多かった。的秀美与子「第1部 タイの会計・開示制度」平松一夫監修『タイ・マレーシアの会計・開示制度』所収、中央経済社、1992年、76頁。財閥企業の立場からこの状況は、経営上の統制と秘密性を確保し（Pamela Angus-Leppan, "Chapter 15-Thailand," in Ronald Ma (edited by), *Financial Reporting in the Pacific Asia Region*, World Scientific, 1997, p.388）、公開株式会社法の適用を回避して経営監視メカニズムをほとんど免れながら上場による大衆資金調達を図ることを可能にするものであった。金子由芳『アジア危機と金融法制改革-法整備支援の実践的方法論をさぐって』信山社、2004年、158頁。しかし、厳格な株式大衆分散化条項（第15条）が1992年の改正で廃止され、同時に上場企業の公開株式会社登録が義務付けられ、現在は上場企業はすべて公開株式会社である。末廣昭、前掲註（16）、82頁。

31) 我が国の会社法第2条第5号では、公開会社か否かの区別の基準を、上場の有無で無く、定款による

について非公開株式会社は、特定の場合にのみ可能と³²⁾なっている。

非公開株式会社をはじめとするすべての事業体³³⁾の会計実務は、民商法典に加え、会計法³⁴⁾によって規制されている。会計法では、事業体の経営者を経理作成義務者という法的対象として認識し(第8条)、事業体は経理作成義務者の下に会計記帳責任者を備えていなければならないことを定め(第19条)、経理作成義務者と会計記帳責任者の任務という形式で会計関係の業務を規制している。主要規定を確認すると、タイ語で記帳すること(第21条)、会計上の通貨単位としてタイバーツを使用すること³⁵⁾、帳簿は7年間保存すること(第14条)、会計期間は12ヶ月とすること(第10条)、会計記帳責任者は高等教育を修めた会計学士であること³⁶⁾、貸借対照表・損益計算書・剰余金計算書・キャッシュフロー計算書・株主持分変動計算書・その他の付属明細書または注記からなる財務諸表を作成すること(第4条)、決算日から五ヶ月以内に公認会計士の監査意見が付された財務諸表を商務省産業振興局(会計部局)に提出すること(第11条)³⁷⁾といった規定がある。

会計基準に関しては、民商法典上³⁸⁾および会計法上³⁹⁾は、会計帳簿の適正な作成義務等一

、株式の譲渡制限に求めている。発行する株式の全部の譲渡に制限を付している会社を非公開会社とし、それ以外の、発行する株式の全部に譲渡制限を付していない会社または一部の株式に対してでも譲渡制限を付していない会社(株式の譲渡制限の範囲が全株式でない会社)が公開会社とされている。江頭憲治郎、前掲註(11)、7頁。

32) 久野康成監修、前掲註(29)、129頁。非公開株式会社は社債を発行できないと規定されている(第1229条)が、タイ国証券取引委員会の承認により可能である。新日本有限責任監査法人編、前掲註(19)、59頁。

33) 会計法第8条で次のように規定されている。「タイの法律に基いて設立された登記済みパートナーシップ、非公開株式会社、公開株式会社、及びタイにおいて事業を営む外国の法律に基いて設立された法人、並びに歳入法典に規定される合弁事業体は、経理作成義務者であるものとし、ここに規定される細目、規則及び方法によってその営業に係る会計を行うものとする」

34) 2000年会計法と2004年会計法の条文および関連する通達等は次掲翻訳を参照している。泉康裕訳『タイ国会計法規-仏暦2543年会計法・仏暦2547年会計法・他』アリア会計事務所、2006年。

35) 商務省産業振興局通達「作成すべき会計帳簿の種類、会計帳簿に記録すべき内容及び事項、会計記録を行うために求められる証憑、及び、記帳の期限に関する規則」(2001年6月19日)泉康裕訳、前掲註(34)所収、34頁。

36) 商務省産業振興局通達「会計記帳責任者としての資格要件に関する規定」(2000年8月3日)泉康裕訳、前掲註(34)所収、19-28頁。

37) 規則違反のさいの規定として、前掲註(14)の民商法典上の規定に加え、会計法上の第30条で、財務諸表提出無き場合の罰則として、経理作成義務者に対して50,000バーツ以下の罰金が定められている。なお、会計法違反は、行政罰で無く、刑事訴訟手続きが課される刑事罰である。第41条が次のように規定している。「第27条ないし第35条及び第36条第2段に違反する者については、局長又は局長が委任する者は、違反者に罰金を課することで刑事訴訟としない権限を有する。さらに、違反者が当該罰金を支払ったときには、刑事訴訟法に規定する事件が解決したものとみなす」泉康裕「会計法索引」同訳、前掲註(34)所収、18頁の注37。

38) 第1206条は次のように定めている。「取締役は次の事項について会計帳簿を正しく作成し、備えなければならない。(1) 会社が受取り、もしくは、支出した金額および各受取りと支出の理由 (2) 会社の資産と負債」

39) 第12条は次のように定めている。「会計帳簿が、経営成績、財政状態及び財政の変動の状況を真実の通

般的な原則が定められているに過ぎない。財務諸表様式については、商務省産業振興局の通達として5種類の企業形態別に使用すべき要約勘定科目による財務諸表が示され⁴⁰⁾ている。会計処理を具体的かつ詳細に規定する会計基準については、2000年会計法の施行前から、タイ国公認会計士協会がタイ独自の会計基準を設定し、商務省産業振興局内の会計業監督委員会がそれを公布し、施行されてきていた。2000年会計法は、タイ国公認会計士協会が規定し会計業監督委員会が公布し施行してきた会計基準を、2000年時点で会計法の規定する会計基準と⁴¹⁾した（経過措置第43条）。会計基準の設定主体は、2004年の会計業法の施行により、タイ国公認会計士協会による設定と会計業監督委員会による承認・公布から離れ、新規に発足した会計業協会の下での会計基準設定委員会⁴²⁾に代わった。これにより会計基準の設定に対する公的機関の監督の色彩が薄れ、民間機関による会計基準の設定⁴³⁾という意味合いが明確となり、現在に至っている。現在のタイの会計基準は、フレームワークに加え、IFRSおよびIASと番号と内容を揃えた、TFRSとして第1号ないし第8号およびTASとして計29号、ならびに旧来からのTASとして第101号ないし第107号が規定⁴⁴⁾されている。

り及び会計基準に準拠して表示することができるように、経理作成義務者は、会計記帳責任者に会計記録のために求められる書類を、適切に、かつ完全な状態で手渡すものとする」第19条は次のように定めている。「経理作成義務者は、…会計記帳責任者がこの法律に基づく真実の通りの会計及び精確な会計を行うように、これを管理及び監督しなくてはならない」

40) 第11条第3項。商務省産業振興局通達「財務諸表の表示に使用する要約勘定科目について」（2001年9月14日）泉康裕訳、前掲註（34）、38-53頁。次の5種類の事業体の財務諸表の雛形が示された。登記済みパートナーシップ、非公開株式会社、公開株式会社、外国法人、歳入法典上の共同事業体。ただし翻訳掲載されている財務諸表の様式は、非公開株式会社と外国法人（日系企業の恒久的施設、駐在員事務所等）との二つの様式である。

41) 2004年の会計業法公布前の2000年会計法で想定された会計基準は、枠組み1セット、会計基準28セット、解釈指針4セットであった。会計業監督委員会通達第42号「会計基準について」（2000年12月26日）泉康裕訳、前掲註（34）所収、31頁。

42) 会計業法の規定により2004年に設置された、会計業協会（FAP: Federation of Accounting Professions）に関連する各種組織の体系・人員等は次に詳しい。泉康裕「2547年（仏歴）会計業法における会計業協会の組織図」同訳、前掲註（34）所収、91頁。従来は、会計基準を承認する会計業監督委員会が商務省内に設置されていたために公的機関による会計基準の施行の意味合いが明確であった。しかし国際的潮流に合わず意味からも、会計業法第33,34条によって、民間団体である会計業協会内に会計基準設定委員会が設置された。この措置によって、私的で独立した機関による会計基準の設定という外観・形式が整えられた。泉康裕「会計業法索引」同訳、前掲註（34）所収、89頁の注13。

43) 会計基準の法的地位に関しては、法的強制力を有する会計法上の第4条で、会計基準とは「一般に認められた会計原則」であるとされ、さらにタイ会計原則書（TAS）第35号の序文において、ここで言う「一般に認められた会計原則」とは「タイ会計基準」を指すと規定されることにより、法的強制力の無い「タイ会計基準」に遵守義務が発生している。泉康裕「会計法索引」同訳、前掲註（34）所収、1、15頁の注10。

44) 新日本有限責任監査法人編、前掲註（19）、132-134頁。2012年6月20日現在のタイ国会計基準は次に詳しい。元田時男「タイ国会計基準の概要-タイ国の会計基準（TAS）と財務報告基準（TFRS）」前掲註（10）

会計法では全事業体に対して一律に会計基準が強制されているが、中小企業が大半の非公開株式会社に対して、上場企業と同一の質と量の会計基準の遵守⁴⁵⁾を期待するのは実際上不可能である。非公開株式会社の会計基準に関しては、一部基準の適用が免除され、また中小企業向け会計基準が開発された。非公開株式会社に適用が免除されていたのは、TASの第24号セグメント別報告、第25号キャッシュフロー計算書、第36号資産の減損、第44号連結財務諸表並びに子会社に対する投資の会計処理、第45号関連会社に対する投資の会計処理、第47号関連当事者に関する開示、第48号金融商品の開示及び表示の7基準⁴⁶⁾であった。2011年に公式基準の一つとして施行⁴⁷⁾されたIFRS for NPAsは、一つの体系的な会計基準であり、タイの中小企業の適用を前提とした基準である。IFRS for NPAsの特徴として、包括利益計算書の作成義務が無いこと、キャッシュ・フロー計算書の作成が任意であること、修正再表示等の場合の三会計期間の財政状態計算書の作成義務が無いこと、税効果会計の適用が任意であること、最善の見積りによる従業員給付債務計算が許容されること、子会社・関連会社・ジョイント・ベンチャーに対する投資に原価法が適用されること、有形固定資産の公正価値による測定が禁止されていること、機能通貨としてタイバーツだけを使用すること、といった点⁴⁸⁾が挙げられる。公的責任を有しない非公開株式会社は、IFRS for NPAsか、あるいは一般に認められた会計基準であるTAS/IFRSか、のどちらかの適用⁴⁹⁾が認められている。会計基準の適用⁵⁰⁾

45) 所収, available from <<http://home.att.ne.jp/yellow/tomotoda/thaiaccountingstandard.htm>> at 5th February, 2014.

46) 当初の1939年会計法、さらにそれを改正した1972年革命団布告285号では、タイ国会計基準の遵守は強制されていなかった。元田時男「タイ国の会計制度と主要租税-概要および最近の動向」前掲註(10)所収, available from <<http://home.att.ne.jp/yellow/tomotoda/accountingtax.htm>> at 5th February, 2014. 非公開株式会社の財務諸表に関しては、1976年商務省令第2号で様式のみ定められ、民商法典上では貸借対照表と損益計算書の概念が明確ではなかった。的々手美与子, 前掲註(30), 76頁。2000年の改正会計法施行前には、非公開株式会社に対して、体系的な会計基準が明示されていなかったことになる。

47) 会計監督委員会通達第47号「会計基準の強制の免除について」(2002年10月24日)泉康裕訳, 前掲註(34), 31頁。

48) 会計業協会より2011年4月12日に公表され、5月6日に官報公示、2011年1月1日以降開始の会計期間における適用である。Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos, "IFRS Insights-English version 1/2011-NPAE Issue," 2011, p.2, available from <[https://www.deloitte.com/assets/Dcom-Thailand/Local%20Assets/Documents/Audit%20Newsletters/TH\(en\)_AUD_IFRS%20Insights_20110929.pdf](https://www.deloitte.com/assets/Dcom-Thailand/Local%20Assets/Documents/Audit%20Newsletters/TH(en)_AUD_IFRS%20Insights_20110929.pdf)> at 5th February, 2014.

49) 新日本有限責任監査法人編, 前掲註(19), 136頁。Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos, *supra* note (47), pp.3-5.

50) 新日本有限責任監査法人編, 前掲註(19), 133頁。

51) 「真実と相違するように会計帳簿又は財務諸表の記録に関し虚偽、修正もしくは脱漏をする者又は会計記録のために求められる書類を修正するものには、2年以下の懲役もしくは40,000バーツ以下の罰金又はこれらを併課する。…違反者が経理作成義務者である場合、3年以下の懲役もしくは60,000バーツ以下の罰金又はこれらを併課する」(第39条)。民商法典でも、登記済みパートナーシップ、有限パートナーシップまたは株式会社の責任者による帳簿、書類の虚偽記載または重要事項の記載懈怠は、7年以下の懲役または140,000バーツ以下の罰金もしくはこれらが併課される(違反に関する法律第42条)と規定されている。

と公認会計士による監査⁵¹⁾は、会計法上の強制規定である。

2. 情報開示制度に関する問題点

非公開株式会社の情報開示制度に関して、実際は機能していないのではないかという指摘が多い。

監査対象法人の多さに比べて公認会計士の数が少な過ぎるため、全ての監査報告書が正当な監査手続を経て作成されているとは考えられず、財務諸表は信頼できないと一般に考えられている。2010年末現在、公開株式会社は908社、非公開株式会社は336,271社、有限共同事業は157,909社、普通共同事業は1,113社⁵²⁾を数えている。公認会計士の1963年から1998年までの累計登録数は6,004名⁵³⁾であり、2006年現在の公認会計士数は約8,000人⁵⁴⁾である。証券取引委員会と証券取引所の監督下にある公開株式会社は別⁵⁵⁾にして、非公開株式会社に関しては、計算上平均して公認会計士一人が数十社の監査を行う状況が存在している。小企業には監査費用を支払うことができないために監査報告書を提出しない企業、または不十分な報告書しか提出しない企業が多く、2001年度には6万社が監査済み財務諸表を提出しなかった⁵⁶⁾。監査手続の

51) 「…財務諸表は、公認された監査人により監査されその監査意見が付されなければならない…」(第11条第4段)。「第11条第4段に準拠しない経理作成義務者は、20,000バーツ以下の罰金に課するものとする」(第32条)。民商法典でも、総会に提出される貸借対照表は監査済みであること(第1197条)、会計監査人を有さない株式会社に対する20,000バーツ以下の罰金(違反に関する法律第18条)、「不正確な貸借対照表もしくはその他の帳簿を保証した、または虚偽の報告をした登記済みパートナーシップ、有限パートナーシップまたは株式会社の会計監査人は、一年以下の懲役もしくは20,000バーツ以下の罰金に処し、またはこれらを併課する(違反に関する法律第31条)」と規定されている。

52) Ministry of Commerce, “Number of Business Registration (A.D.1912-June 30, 2011),” available from <http://www2.moc.go.th/main.php?filename=index_design4_en> at 2013. その他の法人が496,201法人である。

53) 末廣昭・ネットナバー・ワイラートサック「タイの会計・監査制度と経済改革」盤谷日本人商工会議所『所報』2000年7月号, 16頁。

54) 泉康裕「巻末解説-2.タイの法定監査制度(非公開株式会社の場合)」同誌, 前掲註(34)所収, 104頁。

55) タイ証券取引委員会は、上場会社の監査水準の維持と信頼性を明示するため、タイ国公認会計士の中で上場会社の法定監査を行うことができる監査人を認定している。2014年1月10日現在で、27の会計事務所所属の150名の氏名が発表されている。Securities and Exchange Commission, “List of Auditors Approved by the Office of SEC,” (Last Reviewed 10 January 2014), available from <<http://market.sec.or.th/public/orap/AUDITOR01.aspx?lang=en>> at 8th February, 2014.

56) UFJ総合研究所, 前掲註(17), 29頁。このような事態を受けて、2000年の会計法の改正により、登録資本金が500万バーツ以下、かつ、総資産および総収益がいずれも3,000万バーツ以下の、登録済み普通パートナーシップに関しては、公認会計士の会計監査が免除された。ただし、歳入法に基づき、公認会計士または税務監査士の税務監査を受ける必要がある。APEC諸国・地域における債権回収手続の実状に関する研究会『APEC諸国における債権回収訴訟・仲裁の実状に関する調査』(平成15年度アジア産業基盤強化等事業-法制度整備支援調査報告書)UFJ総合研究所, 2003年, 32-33頁。商務省産業振興局通達「会計法第11条に規定される財務諸表提出に関する規則及び方法について」(2002年1月18日)泉康裕誌, 前掲註(34)所収, 56頁。

前提となる内部統制の構築を上場企業水準で期待することはできない⁵⁷⁾。財務諸表に添付される監査報告書にタイ国公認会計士としての登録番号と自筆氏名が記されていても、監査報酬が少ない場合は全く監査の手續が行われていない可能性が高いとの見解⁵⁸⁾にも接⁵⁹⁾した。

非公開株式会社の監査制度の正常な成立が困難な一要因として、慣習的な経営体制による監査人の非独立性の問題がある。タイでは上場公開大企業でもファミリー同族経営⁶⁰⁾が多く、社会全般において人的繋がりが重視⁶¹⁾される。非公開株式会社の大半は、中国系タイ人の家族会社の個人企業である⁶²⁾。経営者と経理担当者は血縁的に親密な場合⁶³⁾が多く、資金調達先は自己資金または親族友人の場合が多い⁶⁴⁾。会計監査人は株主総会によって選任される(第1209条)が、株主総会の運営と議決は、支配株主である経営陣が情実的に操作可能⁶⁵⁾である。民商法典上会社と利害関係を有する者は会計監査人に選任することはできない(第1208条)旨の規定は存在するが、株主総会に関して会社資本の4分の1の出席による議決という客数足規定(第1177,1178条)があることと出資比率で無く挙手方式による出席株主数を基準とする決議要件が存在することにより、支配株主が会計監査人の選任を左右することが可能で、少数株主からなる一般株主が会計監査人に経営監視機能を期待するのは難しい。企業外部からの付託が実質的に存在していない状況下で、経営者から個人的色彩の濃い監査依頼を受けたであろう公認会計士に、経営監視のための独立性は期待できない。監査に対する社会的信頼⁶⁶⁾は、

57) タイの会計監査制度に精通した、日本人日本国公認会計士による次の指摘がある。「監査対象法人数に比べ、公認会計士の人数が極めて少ないこと、また、監査対象法人の大半は中小・零細法人であり、内部統制の未整備等監査の受入体制が不十分であることもあり、一口に法定監査といっても、その実態に大きなバラツキが生じるのはやむを得ないところと言えよう」泉康裕「巻末解説-タイの法定監査制度(非公開株式会社の場合)」同訳、前掲註(34)、104頁。

58) タイ在住日本人日本国公認会計士発言、2011年。

59) 法曹関係者による次の指摘がある。「タイでの監査済み財務諸表はとて同じように信頼することはできない。タイには公認会計士は数万人いるといわれているが、その人達がタイにあるすべての会社の監査をしているので、一人当たりの監査対象会社が膨大な数になることからわかる」山田昭「タイにおけるM&A法制度の特徴と最近の投資動向」『M&A Review』第25巻第3号、2011年5月、9頁、available from <http://www.mylaw.co.jp/lawyers/yamada_docs/M&AReview23_5.pdf> at 8th February, 2014.

60) 末廣昭『ファミリービジネス論-後発的工業化の担い手』名古屋大学出版会、2006年、36頁。

61) 赤木攻『タイの政治文化-剛と柔』勁草書房、1989年、1頁。

62) Pamela Angus-Leppan, *supra* note (30), p.387.

63) 篠田茂太郎「体験記」同ウェブサイト『タイ国の税務に関する法令等』所収、9頁、available from <<http://www2.u.biglobe.ne.jp/~thaitax/taiken.htm>> at 8th February, 2014.

64) Pamela Angus-Leppan, *supra* note (30), p.388.

65) 金子由芳、前掲註(30)、161頁。

66) 世界銀行は2008年に、次のように指摘している。「近年タイの会計監査実務は着実に進歩している。しかし利害関係者の中には、監査の必要な企業が膨大であることから、また比較的小規模な企業の監査は大企業で行われる監査手続と同様の品質と厳密さを備えていない可能性があることから、監査に対する観念が公的に低下してしまっているのではないかと憂慮する者もいる」World Bank, "Kingdom of Thailand-Report on the Observance of Standards and Codes (ROSC): Accounting and Auditing (English)," ↗

制度的に成立困難である。

開示される会計情報の信頼性が損なわれかねないその他の要因として、税務会計の位置づけと経営者による会計業務に対する取り組み姿勢が挙げられる。経営者は、法人税の税務上の申告において監査済みの財務諸表を添付する必要がある⁶⁷⁾こと、実質的に民商法典上の株主総会で確定した決算に基づいて課税所得が計算される⁶⁸⁾ことから、税務目的を第一に考えて財務報告が行われて⁶⁹⁾いる。社会全般の簿記会計知識の水準が高くない⁷⁰⁾こと、また会計記帳責任者の有資格者が大幅に不足している⁷¹⁾ことから、会計経理業務を会計会社に委託する中小企業が多い。公認会計士に税務申告代行と経理書類記帳代行の兼務が認められている⁷²⁾。少なくともTFRS for NPAEs施行以前の会計基準は、企業および公認会計士による履行が実際にはほとんど不可能な場合が多かった⁷³⁾。経営者、会計担当者および公認会計士は親密な場合が多い⁷⁴⁾。以上の条件が重なると、経営者が会計基準を遵守することおよび組織的な会計操作が行われなことを期待することは困難である。マーケティング上の調査目的のために非公開株式会社の財務諸表を取り寄せて検討したところ、分析に役立たなかった⁷⁵⁾との証言があった。

Ⅲ. 開示情報検討の考え方

非公開株式会社の情報開示制度の機能不全の指摘に対して、その真偽を確かめるにさいし、財務諸表を主要対象とし、財務諸表開示に不可分の監査報告書も併せて検討する。

↘ Washington D.C.: World Bank, 2008, p.22, available from <<http://documents.worldbank.org/curated/en/2008/04/10038403/kingdom-thailand-report-observance-standards-codes-rosc-accounting-auditing>> at 8th February, 2014.

67) 泉康裕「巻末解説- 2. タイの法定監査制度（非公開株式会社の場合）」同誌、前掲註（34）所収、103頁。

68) 小林一雅「経営者が知っておくべきタイの税務の基礎知識」海外貿易開発協会『タイ進出日系中小企業の経営課題とその対応-税務・会計・投資（続）』（進出日系中小企業等支援事業・平成19年度事業報告書・タイ編）所収、2008年、18頁、available from <http://www.hidajapan.or.jp/hida/jp/about/archive/jodc/files/2007report_thai.pdf> at 8th February, 2014.

69) Pamela Angus-Leppan, *supra* note (30), pp.388, 409.

70) 元田時男「タイの会計の主な特徴は？」前掲註（10）所収、available from <<http://home.att.ne.jp/yellow/tomotoda/qaaccountingthai.htm>> at 8th February, 2014.

71) 泉康裕「巻末解説- 4. タイの会計専門家（公認会計士・会計記帳責任者）」前掲註（34）所収、106頁。商務省は、公認会計士1名当りの監査担当会社数の上限を300社、また、会計記帳責任者1名当りの会計記帳業務担当会社数の上限を100社とする措置を取っている。同上、106頁。

72) 中小企業基盤整備機構「ASEAN諸国における会計制度の実態把握調査」2006年、36頁、available from <http://www.smrj.go.jp/keiei/dbps_data/_material/_common/chushou/b_keiei/keieikokusai/pdf/asean-chousa.pdf> at 8th February, 2014.

73) 同上。

74) 同上。

75) タイ在住マーケティング専攻タイ人大学教授発言、2011年8月。

1. 財務諸表の信頼性と有用性

タイの非公開株式会社の開示情報が意義を有するかどうかは、開示情報の最も中心的な地位を占める財務諸表に関する2つの視点から検討する。財務諸表に対する2つの視点とは、開示された財務諸表が信頼できるものであるかどうかという側面と、開示された財務諸表がそれを閲覧利用する者に示唆を与えるものであるかどうかという側面である。この二つの側面は段階的なものである。前者の財務諸表の信頼性が、後者の有用性に関する問題を検討するための前提となる。財務諸表が信頼できないものであることが明らかになれば、その時点以降、後者の、財務諸表の利用者にとっての有用性を検討する意義は失われるであろう。財務諸表が信頼できないことが周知されれば、その財務諸表から企業経営の状況を判断しようとする利用者は現れないであろう。

財務諸表の信頼性は、監査報告書への記載内容から判断する。監査が行われていない場合、または監査が実質的に行われていない場合、その企業の財務諸表の数値と表現は、経営者からの一方的な申し立てである。投資または融資を行う企業外部の利用者は、そのような財務諸表には重要な虚偽表示が存在する可能性が大きいと判断するであろう。監査が形式的で無く実質的に行われているならば、監査人の監査報告書の記述から、その企業の財務諸表に重要な虚偽表示の無いことが確認されたのでありと利用者は推定できる。外部の情報利用者が企業に関する経済的な判断を下すためには、監査済みの財務諸表が前提になる。本稿の調査の一つの視角は、監査報告書の記述内容から監査が実質的に行われていると判断できるかどうかということにある。監査意見が財務諸表を否定したものまたは財務諸表に対する意見が表明されなかったものである場合を除き、監査人が十分かつ適切な監査証拠に基づいて重要な虚偽表示は存在し無いという合理的な確信を監査報告として示しているならば、監査意見に何らかの修正が付されているとしても、その財務諸表を信頼することは可能である。この場合監査報告書は、独自の重要な情報を開示することによって、信頼性を担保する。

財務諸表の有用性は、財務諸表の数値および財務指標から判断する。この判断は、一会計期間の数値および指標によって行うのではなく、数会計期間の数値および指標の移り変わりを確認することによって行う。本稿の調査の第二の視角は、数会計期間における財務諸表の数値および財務指標数値の趨勢が、企業の経営状況を写し出しているものであるかどうかということにある。順序としてはまず財務諸表数値以外の既定の事実から対象企業の経営状況を推定する。次に、幅を持った会計期間の財務諸表においてその推定通りの経営状況が財務諸表に反映しているかどうかを判断する。これは、企業外部から財務諸表を閲覧してからその企業の経営状況を推測するという通常の利用者の判断順序と逆向きであるが、企業外部の財務諸表情報の利用者に実際に財務諸表を利用して役立ったか否かを口頭または文書で直接確認する方法を取らず、経済制度の一つとして全体的に財務諸表の開示制度を評価する目標を持つ場合の、学術的方法の一つと言えるであろう。特定の企業の財務諸表に特別な状況の反映が期待される場合

にその期待通りの情報が開示されているならば、立場代って外部の情報利用者はその財務諸表によってその特別な状況を推測することができ、さらにその判断を自らの経済的行動に活かすことができると考えられる。その場合、開示された財務諸表は、識別的な機能を持った、有用な情報とみなすことができる。

2. 経営不振状況の表出

非公開株式会社の開示情報の検証は、最も着実な所に出発点を置いて開始する。否定されるべき見解として、非公開株式会社において、全く監査は行われず、財務諸表は全く無意味であると仮定する。この帰無仮説が正しいといえるのか否かを、実際に開示された開示情報に照らして検証する。一部の企業の一時期の財務諸表の一定の側面においてであってもこの仮説を否定できれば、非公開株式会社の開示情報が無意味であるという見解は成立しない。非公開株式会社の監査が行われていないことおよび非公開株式会社の財務諸表が無意味であることを否定できたのならば、次の段階以降の理想的な目標は、非公開株式会社において監査が適正に行われその機能が十全に発揮されていること、また非公開株式会社の財務諸表は企業外部の利害関係者が経済的な意思決定を行う上で有用な情報を提供していることを立証することである。この最終的な目標を主張するためには、明確で説得力ある、簡単には否定できない強力で普遍的な証拠が必要である。本稿ではその前段として、逆説的だが確実な結果を得る方法として、特定業種の数会計期間における、特別な状況を取り上げて、その特別な状況と開示財務諸表との対応関係が確認できるかどうかだけに焦点を合わせる。特別な状況が非公開株式会社の監査実施状況と開示財務諸表になんらかの影響を及ぼしていることを確認できるならば、非公開株式会社の開示情報に意味が無いとは言えない。

非公開株式会社が遭遇する特別な状況として、経営破綻による倒産を取り上げる。経営破綻による倒産と開示情報との関係は密接である。倒産企業は、突発的な出来事による企業活動の停止等⁷⁶⁾の場合を除き、経営の破綻時点まで数期間にわたって経営の不調不振に見舞われる。経営不振は、経営成績と経営状態の悪化を意味する。経営成績および経営状態の悪化が連続す

76) 特別な短期的な事業で無い通常の企業は、社会が市場原理のシステムを尊重している場合には維持発展または淘汰の過程を経るのが自然である。例えば企業が自然に淘汰される場合であっても、唐突に企業の事業が停止されることは、企業が活動する主権地域に関わらず、稀な現象であろう。我が国の倒産事情に関して、次のような指摘がある。「企業の突然死はまずなく、倒産には何らかのシグナルがある」岩渕真一『事例に学ぶ倒産予知の勘所-与信管理の強化と粉飾決算の発見』金融財政事情研究会、2009年、85頁。「経営が破局に転落するパターンには、次の2つの形態がある。[1] 経常損失の状態に陥り、それに対する対応を誤るか、または無対応のまま事態を放置するか、いずれかにより、危機が昂進し破局に転落するパターン。[2] 突発的事態が発生した場合、それに対する備えを欠いていたか、またはそれによる損害(ダメージ)が経営の負担力を超えるようなりスキーな意思決定をできてしまっていたか、いずれかにより、一挙に破局に転落するパターン。…現実の企業の破滅には、パターン[1]が大多数を占める」太田滋『撤退の経営戦略』白桃書房、1985年、247頁。

ると、累積的かつ亢進的な経営成績と経営状態の悪化として、破綻前数期の企業の開示する情報はそのことを反映する。企業活動は、経営の不振状況が一定時間経過した後、経営者の判断または債権者の申し立てにより停止する。企業が活動を停止した時点で債務超過に陥っている場合には、債務が全額弁済されることは無い。企業の債権者および取引先等の外部の利害関係者は、自らの判断により融資引き上げまたは債権の繰り上げ回収等何らかの対処を行えるためには、融資先または取引先の企業が経営不振により活動を停止する前にその企業の経営破綻を予期させる情報を必要とする。非公開株式会社の開示する情報に経営破綻の徴候が表現されるかどうかは、株主の有限責任制度と法人という物的会社としての性質を有する株式会社において、それらの対偶として義務付けられる情報開示制度が機能しているか否かを認定するさいの最も重要な標の一つである。

経営破綻によって倒産した企業として、株主総会の特別決議によって解散し、その後清算または破産した企業を対象とする。タイの非公開株式会社の経営破綻時の法的処理としては、株主総会の特別決議による解散の決議（第1236条）または裁判所の命令による解散（第1237条）後の、民商法典による清算ならびに破産法による清算、事業再生および和議がある。法的手続き⁷⁷⁾によって株式会社が解散された場合、株式会社の清算人が公正な債務処理を示すため財務諸表を含む関係情報を提出することにより、経営破綻企業の情報の入手が可能である。特別決議による解散を経て清算人が清算を完了させた倒産企業に関しては、開示情報によってその解散日を確定することができ、解散日から逆算して経営不振の亢進程度を各会計年度で把握することが可能⁷⁸⁾である。ただし、解散・清算後の新規企業の設立という新設合併⁷⁹⁾のための

77) 法的倒産処理手続以外の集団的債権回収手続が二つ創設されている。中央銀行による会社債務整理諮問委員会（CDRAC: Corporate Debt Restructuring Advisory Committee）における債務整理手法、およびタイ資産管理公社（TAMC: Thai Asset Management Corporation）による不良債権処理である。次に詳しい。APEC諸国・地域における債権回収手続の実状に関する研究会、前掲註（56）、30-32頁。

78) ただし、倒産処理の大多数は私的交渉により解決されている。その要因として、法的処理は時間と費用が掛かり過ぎること、債権者と債務者との関係が密接な場合が多いために大口債権者が法的処理の不利を予期して内部情報によって出来る限りの債権回収を容易かつ先行して実施すること、小切手（手形はほとんど一般の取引で用いられない）の不渡りによる銀行取引停止処分の制度が無いこと、がある。国際金融情報センター『アジア9ヶ国の倒産法整備の現状と実際の運営』2000年、24-25頁、available from <<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/tyou001.htm>> at 8th February, 2014. 社会経済秩序形成の観点からは、ファミリー財閥を中心に企業資産を私的財産視するゆえに倒産前夜の資産隠し・不正取得が横行する事態は、社会的問題であり、国家的課題であると認識されている。金子由芳「アジア危機後のタイの倒産法制改革の特色」『神戸法学雑誌』第53巻第2号、2003年、9、110頁の注31、available from <<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81004961.pdf>> at 9th February, 2014（ただしネット上は奇数頁のみのPDF）。このような私的交渉による倒産処理の場合、解散決議後の清算手続または破産手続の実行によって企業情報が開示され、外部者がそれを入手できる可能性は極めて低い。このような会社は、商務省事業振興局の企業一覧情報では、商務省への決算情報の届出を3年連続怠った会社は登記が抹消されることより、抹消会社（Defunct）として表示されている。存続している会社（Active）以外で、事業を停止した企業として、抹消会社という表示に加え、解散会社（Dissolved）、清

解散・清算は、経営不振または経営の破綻による解散・清算とは原因を異にする事例であり、解散を決議した企業に関する追加的調査によって事実確認が必要である。

3. 清算企業と存続企業との比較

経営不振によって解散・清算した企業⁸⁰⁾の開示情報に対してまず、清算企業の開示情報を独立的に検討する。この作業は、清算前の会計期間において清算企業の開示情報が連続的な経営不振の状況を表現しているかどうかを確認するためのものである。具体的には、財務諸表数値による実数分析によって清算企業の清算前数期の財務諸表数値の趨勢を検討する。

経営不振によって解散・清算した非公開株式会社の開示情報の特質をより明確に認識するためには、その開示情報と対比できる、別の開示情報との相違に着目する方法が効果的である。この方法は、一群の同等の企業群を対象として、その企業群を、経営不振による解散後の清算という条件を満たす非公開株式会社と、それ以外の非公開株式会社とに区別し、両者の相違の有無および程度を検討する方法である。解散後の清算という条件以外の条件を出来るだけ揃えるため、製造業である繊維産業という同一業種内の企業群から清算企業と存続企業との開示情報を収集し、各清算企業と売上高および資産総額の接近した存続企業を清算企業と対応させる。亢進的な経営不振の状況が示されているだろう清算企業群と、経営不振とは無関係な存続企業群とが、清算前の会計期間の直前期から5期前の会計期間において、それぞれの対応関係を集約した平均値において、差異を示しているかどうか重要な関心事項となる。

IV. 開示情報分析の焦点

非公開株式会社の開示情報の中でその中心を占める監査報告書と財務諸表に対して、より詳細かつ明確にどのように検討するのかを確認しておく必要がある。

1. 監査報告書

監査報告書上の監査意見⁸¹⁾に対する調査関心は、次からのように、記載の態様と監査人の

清算会社 (Liquidated)、および破産会社 (Bankrupt) という表示がある。

79) 民商法典第1238-1243条。なお、タイの民商法典に吸収合併の考えは無い。新日本有限責任監査法人編、前掲註 (19)、55頁。山田昭、前掲註 (59)、9頁。

80) これ以後の用語表現で、経営不振による解散後の、自主的清算である民商法典上の任意清算、または強制的清算である破産法適用による清算を実行した非公開株式会社は、清算企業と表現し、これらと対比される非公開株式会社は、存続企業とも表現する。

81) タイの会計業協会は、監査に関する国際的統一的基準である、国際監査・保証基準審議会 (IAASB: International Auditing and Assurance Standards Board) が公表している国際監査基準 (ISA: International Standards on Auditing) を採用している。Thailand Accountant: MSNA Ltd: Bangkok Accounting Company, "Thai Auditing Standards," available from <<http://msna.biz/thai-accounting-tax/thai/>

交代という2つの側面に焦点を絞る。

[焦点①] 清算企業の監査意見と存続企業の監査意見とを比べると、追記情報が記載される頻度かまたは除外事項付意見となる頻度かが、清算企業は、清算前の5会計期間において存続企業よりも高いかどうか。

追記情報のない無限定意見が懸念の無い一般的な監査意見 (clean audit opinions) であるが、この類型以外の監査意見 (non-clean audit opinions) の表明に関して、少なくともそれは実際の監査手続を経た上でないと表明されないものと言えるであろう。監査意見の様々な類型について確認すると、無限定意見⁸²⁾とは、財務諸表がすべての重要な点において適正に表示していると監査人が認める場合に表明される意見である。追記情報⁸³⁾は、監査人が、監査意見とは別に、財務諸表の表示開示事項とその関連事項とを理解する基礎として重要と判断した事項を監査報告書に記載したものである。追記情報の代表例は、継続企業を前提とした財務諸表作成に関して重要な疑義または不確実性が生じた場合に記載される強調事項⁸⁴⁾であり、その他の追記情報として、訴訟の存在等がその他の事項として監査報告書に記載されることがある。何ら留保の無い無限定意見に対する何らかの修正として、情報が追記されることの他に、無限定という監査意見そのものが修正される場合が3類型存在し、それらを除外事項付意見という。すなわち監査対象である財務諸表に関して、監査人が、会計方針または表示方法もしくは監査手続において重要で広範な不備不足が生じたと判断した場合には、程度によって、限定意見、否定的意見または意見不表明⁸⁵⁾のいずれかという、除外事項付意見⁸⁶⁾が表明される。追記情

\> auditing-standards> at 9th February, 2014. 監査基準の施行を担当する会計業協会は、国際監査基準を順次、審議を経て修正無しで採用している。International Federation of Accountants, "Thailand," available from <<http://www.ifac.org/content/thailand>> at 9th February, 2014.

82) 日本公認会計士協会訳「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」(監査基準委員会報告書700) 2011年, 第6項(3), International Auditing and Assurance Standards Board, *International Standard on Auditing 700*, "Forming An Opinion and Reporting on Financial Statements," par. 6.

83) 日本公認会計士協会訳「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」(監査基準委員会報告書706) 2011年, 第4項, International Auditing and Assurance Standards Board, *International Standard on Auditing 706*, "Emphasis of Matter Paragraphs and Other Matter Paragraphs in the Independent Auditor's Report," par. 4.

84) 日本公認会計士協会訳「継続企業」(監査基準委員会報告書570) 2011年, 第18項, International Auditing and Assurance Standards Board, *International Standard on Auditing 570*, "Going Concern," par. 18.

85) タイの会計実務では、意見差控報告書(意見不表明)が会計士から付される実務が良く見られる、との指摘がある。泉康裕「会計法索引」同訳、前掲註(34)所収、18頁の注37。

86) 日本公認会計士協会訳「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」(監査基準委員会報告書705) 2011年, 第4項, International Auditing and Assurance Standards Board, *International Standard on Auditing 705*, "Modifications to the Opinion in the Independent Auditor's Report," par. 4.

報の記載および除外事項付意見は、監査人が監査証拠を入手し、財務諸表に重要な虚偽表示の無いことを判断しようとする過程を経ること無しに表明されることはあり得ない。逆に言うと、監査報告書において追記情報が記載されていた場合、または除外事項付意見が表明されている場合には、少なくともそれらの企業の監査の過程において、公認会計士は、閲覧・実査、観察、外部確認、再計算、再実施、分析的手続、質問といった主要な監査手続き、預金残高確認をはじめとする各種確認状および経営者確認書による監査手続き⁸⁷⁾を実施しているであろう。

同様な視点からの調査分析結果が、様々な国・時代・企業を対象として、既に報告されている。1977年から1986年のイギリス上場会社の調査として、経営不振と認められる企業ほど継続企業の前提の疑義に関する注記が記載される傾向があった⁸⁸⁾ことが明らかにされている。1974年から1981年に破産した米国上場企業⁸⁹⁾ 60社強の（破産前）5会計期間の監査意見と、各破産企業と対応させた非破産企業55社の（破産前）5会計期間の監査意見とを比較した調査⁹⁰⁾では、会計原則の変更による継続性違反の限定意見（除外事項付意見）、もしくは、継続企業の前提の疑義による強調事項が記載された監査意見または訴訟問題の存在等の注記によるその他の事項が記載された監査意見（併せて追記情報が記載された意見）が、破産企業におい

87) 大久保昭平・山岡靖・武藤潤「東南アジア子会社の経理業務の勘所-現地地理部の監査対応のポイント」『旬刊経理情報』第1359号、2013年10月1日号、25-28頁。

88) David B. Citron, Richard J. Taffler, "The Audit Report under Going Concern Uncertainties: An Empirical Analysis," *Accounting and Business Research*, Vol. 22, No.88, pp.337-345.この調査によると、倒産企業107社の内28社（26.2%）に継続企業の前提に関する疑義の強調事項が追記され（表1）、107社の内57社において経営不振の徴候が倒産直前の財務諸表に認められ、継続企業の前提に関する疑義の強調事項が追記された企業28社で言うと、そのうち22社に経営不振の徴候が倒産直前の財務諸表に認められた（表3）ことが指摘されている。

89) 次掲文献はすべて、20世紀末の米国上場企業の財務諸表と監査意見を調査して、財務状態の悪化が開示されていることと、継続企業の前提の疑義による強調事項をはじめとする追記情報の記載および除外事項の添付とが、密接に関連していることを統計的に示している。Jane F. Mutchler, "A Multivariate Analysis of the Auditor's Going-Concern Opinion Decision," *Journal of Accounting Research*, Vol. 23, No.2, 1985, pp.668-682. Nicholas Dopuch, Robert W. Holthausen, Richard W. Leftwich, "Predicting Audit Qualifications with Financial and Market Variables," *Accounting Review*, Vol. 62, No. 3, July 1987, pp.431-454. Krishnagopal Menon, Kenneth B. Schwartz, "An Empirical Investigation of Audit Qualification Decisions in the Presence of Going Concern Uncertainties," *Contemporary Accounting Research*, Vol.3, No.2, pp.302-315. Timothy B. Bell, Richard H. Tabor, "Empirical Ananalysis of Audit Uncertainty Qualifications," *Journal of Accounting Research*, Vol. 29, No. 2, 1991, pp.350-370. Kevin C. W. Chen, Bryan K. Church, "Default on Debt Obligations and the Issuance of Going-Concern Opinions," *Auditing: A Journal of Practice and Theory*, Vol. 11, No.2, 1992, pp.30-49. Jane F. Mutchler, William Hopwood, James M. McKeown, "The Influence of Contrary Information and Mitigating Factors on Audit Opinion Decisions on Bankrupt Companies," *Journal of Accounting Research*, Vol. 35, No. 2, 1997, pp.295-310.

90) William Hopwood, James McKeown, Jane Mutchler, "A Test of the Incremental Explanatory Power of Opinions Qualified for Consistency and Uncertainty," *Accounting Review*, Vol. 66, No. 1, January 1989, pp.28-48.

て各項目の各期⁹¹⁾でより多く、破産が間近になるにつれてその差がより明確になることが指摘されている。タイと同様に監査が強制されるベルギーの1995年と1996年における、所有と経営の一致した非上場企業の強制破産企業52社と自主清算企業62社および存続企業114社の監査報告書の調査⁹²⁾で、除外事項付意見および追記情報付き意見になること⁹³⁾と、その後強制破産または自主清算に進むことが緊密に関係する可能性が統計的に示されている。1980年から2001年に倒産した我が国の上場企業の一般事業会社101社の倒産前5会計期間の監査報告書と、各倒産企業と対応させたコントロール企業101社の(倒産前)5会計期間の監査報告書とを比較した調査⁹⁴⁾では、限定意見が付された比率は2つの企業群で有意な差がない一方で、特記事項が記載されている比率は、各期において倒産企業の方が高く、倒産企業のその比率は、倒産時期が近づくにつれて増加し、コントロール企業の比率との差も大きくなっていることが明らかにされている。

本稿では、調査対象をタイの非公開株式会社とし、注目する徴候として追記情報と除外事項付意見とを含め、確認会計期間として各企業の倒産直前までの数会計期間とする。清算企業の監査意見が、存続企業の監査意見と比べて、追記情報が記載される傾向または除外事項付意見となる傾向が強いのであれば、その背景として、適切な監査手続きが実施された結果二つの企業群の監査報告書の意見表明に相違が生じたと推定できるであろう。

[焦点②] 清算企業の監査人と存続企業の監査人とを経年で確認し、監査人の交代する頻度が、清算企業は、清算前の5会計期間において存続企業よりも高いかどうか。

監査人の変更は、経営者側からの行動としてオピニオン・ショッピングの可能性のある現象

91) 例えば破産企業60社の内破産一年前に除外事項付意見または追記情報付き監査意見となっていたのは35社で、非破産企業60社中では6社であった(表1.2, pp.39-40)。

92) Ann Gaeremynck, Marleen Willekens, "The Endogenous Relationship between Audit-Report Type and Business Termination: Evidence on Private Firms in a Non-Litigious Environment," *Accounting and Business Research*, Vol. 33, No. 1, 2003, pp. 65-79.この文献では、継続企業の前提の疑義に関する強調事項である追記情報が監査意見に記載された企業がその後倒産したかどうかを調べる研究を、社会学の用語を多少意味を変えながら借用し、予言の自己実現仮説(Self-Fulfilling Prophecy Hypothesis)の検証と表現している。p.65.

93) 例えば存続企業114社の内除外事項付意見または追記情報付き意見となった(Non-Clean Audit Opinions)の企業が11社に対し、破産企業52社中では41社に、清算企業62社中では21社に上った(表1, p.73)。

94) 乙政正太・浅野信博「第3章 会計操作と監査」須田一幸・山本達司・乙政正太編著『会計操作-その実態と識別法、株価への影響』所収、ダイヤモンド社、2007年、78-84頁。この調査によると、倒産発生会計期間($t=0$)で言うと、限定意見が付された数では倒産企業が101社中の10社でコントロール企業は100社中13社で差がほとんど無く、特記事項が記載された数では倒産企業が101社中の23社でコントロール企業が100社中の5社で明確な差があった。同上79頁の図表3-2「限定意見数の推移」と図表3-3「特記事項数の推移」。

である。この現象の最悪の結末は、経営者が監査意見を涉猟し、100%の公認会計士が経済的脅しに対抗できない状況で監査人側に有効で決定的な対抗策が存在しないとするならば、監査人の独立性が侵蝕され、監査制度が空洞化することである。経営者は、監査人が追記情報の無い無限定意見を表明する場合には、特段の事情⁹⁵⁾の無い限り、監査を担当した監査法人または公認会計士との契約を解除し新規の別の監査法人または公認会計士と契約する動機は有さない。経営者が無限定意見を容易に入手できる環境下では、オピニオン・ショッピングは発生せず、監査人の変更はそのための追加的業務負担を考慮すると例外的にしか行われなからう。また、監査人が財務諸表に重要な虚偽表示の無いことを監査証拠によって合理的に確信することなく無限定意見を表明する監査手続が通用している環境下では、経営者は、事業の法人化の費用として知己の監査人への監査報酬の支払いを納得し、監査契約を継続するであろう。これとは逆に、監査人の変更がたび重なる場合、その有力な理由の一つとして、外観的かつ直感的に、経営者がみずから望む監査意見の入手が容易で無いことが要因となっているであろうと想定できる。

監査人の頻繁な変更は、監査による秩序の形成と維持の機能が働いていなければあり得ない事象である。経営者と公認会計士との間で財務諸表の作成に関して意見の対立が発生した場合、経営者の行動方針の一つは、その時点で監査契約を打ち切り新規の監査人に依頼することである。この場合の交代させられる監査人が遭遇する場面として、二つの事前状況を想定できる。一つは監査人が十分かつ適切な監査手続を入手した上で、単なる無限定意見に留まらず、継続企業の前提に関する疑義をはじめとした強調事項等を追加記載する意思があったという状況である。もう一つは、監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手しようとしても出来なかったため等により意見形成または監査範囲において財務諸表に重要な虚偽表示の存在する可能性が重要かつ広範に存在し、そのことにより限定事項付きの監査意見になるであろうと判断していたという状況である。この二つの状況は、監査人が監査手続を進めていることを前提とした上での、経営者と監査人との見解の対立である。さらにこのような経営者と監査人との見解の対立は、経営不振時にこそ⁹⁶⁾両者の信頼が危機に瀕する可能性が大きく、監査にかかわる見解

95) 主として米国上場企業を念頭に置いた指摘であるが、監査人の交代の原因として、経営不振の他には、経営者の交代、(上場時のビッグ8(4)の大会計事務所への変更といった)従来とは異なる監査サービスの必要性、経営者の選好する会計方針を肯定してくれる会計事務所への変更といった会計方針を巡る意見対立(オピニオンショッピング)、監査報酬を巡る見解の相違(ロウボーリングによる営業)、が指摘されてきた。Kenneth B. Schwartz, Krishnagopal Menon, "Auditor Switches by Failing Firms," *Accounting Review*, Vol.60, No.2, April 1985, pp.248-249.

96) 経営不振時における監査人交代の要因に関しては次に詳しい。K. B. Schwartz and K. Menon, *supra* note (95), pp.249-253. なお、監査人が精神的な外観的独立性を維持することを阻害する要因の一つとしてのオピニオン・ショッピング等に関する研究は次に邦語でまとめられている。林隆敏「オピニオン・ショッピング」伊豫田隆俊・松本祥尚・浅野信博・林隆敏・町田祥弘・高田知実『実証的監査理論の構築』所収、同文館、2012年、229-244頁。

対立の発生の可能性が大きいであろう。経営者が経営不振時に企業の存続を第一に考えた場合、経営者は、会計処理の適切な実行が企業の存続を脅かすならばそうした事態を、監査人の交代をはじめとしてあらゆる手段で取り敢えず回避しようとして当然である。経営者と監査人との見解が存続企業に比べて清算企業においてより多く相違および対立を生むならば、清算企業での監査人の変更される頻度は、適正な監査が行われている限り、存続企業での監査人の変更される頻度を上回るであろう。

同様な視点からの調査分析結果が、様々な国・時代・企業を対象として、既に報告されている。1974年から1982年にかけての米国証券市場の上場企業で倒産法が適用された132社の調査では、各社倒産前の4会計期間において監査人を変更した企業数は35社で、倒産各社と同等の企業を任意に同数の132社選抜して各社が同一の会計期間で監査人を変更した企業数は13社で、倒産企業と存続企業とにおける監査人変更企業数の比率の差は明確であり、統計的にも1%以下の確率で差の無いことが否定される ($\chi^2 = 12.32$, $\alpha < 0.001$)⁹⁷⁾。1979年から1986年にかけてのイギリス上場会社の調査として、継続企業の前提の疑義に関する注記は38社計61回記載され、そのうち翌会計期間に8回(社)監査人の変更され、継続企業の前提の疑義に関する注記が記載されなかった同等の企業の監査報告書の61回の提出のうち翌会計期間に監査人の変更されたのは2回で、継続企業の前提の疑義に関する注記が記載された企業と記載されなかった企業とにおける記載後の監査人変更回数の比率の差は明確であり、統計的に10%以下の確率で差の無いことが否定される ($\chi^2 = 2.72$, $\alpha < 0.1$)⁹⁸⁾。1980年から2001年に倒産した我が国の上場企業の一般事業会社101社の監査報告書と、各倒産企業と対応させたコントロール企業101社の(倒産前)5会計期間の監査報告書とを比較した調査⁹⁹⁾では、倒産企業で監査法人を交代した企業が15社であり、コントロール企業で5社が監査法人を変更し、14.9%と5.0%という監査法人を変更した企業数の比率の差は1%水準で統計的に有意であった。

本稿では、上記の結果が、タイの非公開株式会社の清算企業と存続企業における監査人の変更の比率の差にも妥当するか否かを検討する。清算企業の毎年の監査人と存続企業の毎年の監査人とを比べて、監査人の交代する頻度が、清算企業が存続企業よりも明確に高いならば、その背景として、適切な監査手続きが行われた結果2つの企業群の監査報告書に相違が生じたと推定できる。

2. 損益計算書

財務諸表の一つである損益計算書に対する調査関心は、次のように、売上高および利益金額に焦点を絞る。

97) K. B. Schwartz and K. Menon, *supra* note (95), pp.254-255.

98) D. B. Citron and R. J. Taffler, *supra* note (88), p.343.

99) 乙政正太・浅野信博, 前掲註(94), 81-82頁。

[焦点③] 清算企業の損益計算書上の売上高、売上総利益および当期純利益が、清算前の5会計期間において低迷しているかどうか。

タイでも中小企業の倒産の過半を占める根本要因¹⁰⁰⁾は、商品製品の販売不振であろう。商品製品の売上数の減少は、損益計算書上、売上高の低下を意味する。売上高の低下は、一製品に占める固定費である製造間接費の割合が増加することによって、売上総利益を減減させる。売上高と売上総利益の低下はさらに、一商品に占める固定費である営業費用、販売費および一般管理費の割合が増加することによって当期純利益を減減させる。事業は、売上高、売上総利益および当期純利益が一会計期間だけで低下しても、停止されるとは考えにくい。法人設立の前提としての事業の継続性を考慮すると、企業活動は、それらの損益計算書上の数値の低下が連続した場合、さらには、それらの低下程度が拡大基調で歯止めが掛からない場合、企業活動の停止が決定されるであろう。清算企業の一財務表である損益計算書の売上高、売上総利益および当期純利益の数値が清算前に低迷し、さらに清算前の5会計期間において低迷度合いが拡大していることは、清算企業の経営状況を開示情報が写し出していることを意味し、企業外部の情報利用者が企業の状況を判断することを可能にする。このことは、非公開株式会社の開示する財務表である損益計算書が無用な情報で無いと推定できる論拠となるであろう。

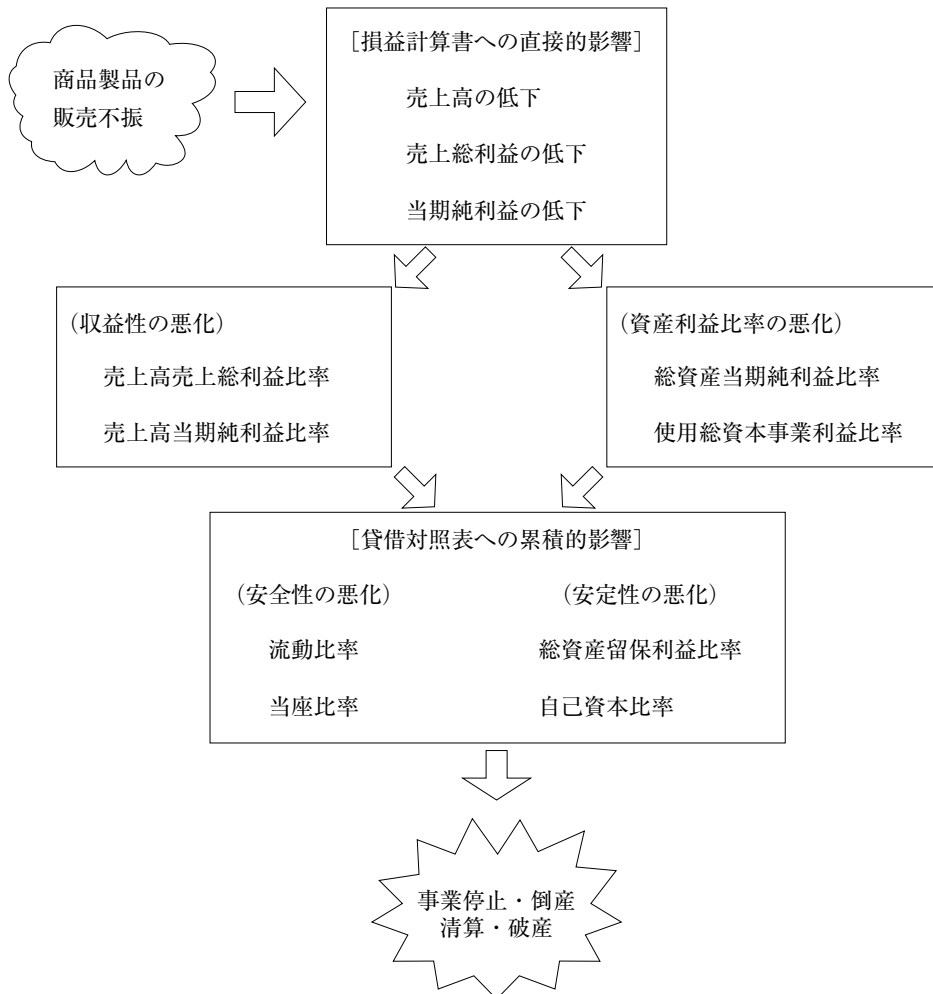
3. 財務指標

財務諸表としての損益計算書と貸借対照表とに対する調査関心は、次のように、比率計算数値としての財務指標に焦点を絞る。

[焦点④] 清算企業の清算前5会計期間の財務指標である売上高売上総利益比率、売上高当期純利益比率、総資産当期純利益比率、使用総資本事業利益比率、流動比率、当座比率、総資産留保利益比率および自己資本比率において、それらの平均値は低迷しているかどうか、またその低迷具合が、各清算企業に対応させた存続企業の同じ会計期間の同一財務指標数値の平均値と比べて明確な相違とともに低迷しているかどうか。

100) 我が国中小企業の倒産に関する近年の調査結果は、倒産要因とそれぞれの割合を次のように示している。

平成20年の対象倒産件数合計11,894件の倒産要因として、商品製品の販売不振が10,196件（65.16%）で過半を占め、これ以外の倒産要因として列挙されているのは、売上不振等による赤字累積が1,614件（10.31%）、他社倒産の余波が1,202件（7.68%）、運転資金の欠乏または金利負担の増加による過剰資本が1,140件（7.28%）、販売政策・資金管理・事業展開・融通手形操作等に関する放漫経営が987件（6.30%）、過大な借入により金利と元本返済の負担増を招いた設備投資の過大が167件（1.06%）、取引先からの仕入打ち切り等の信用性低下が101件（0.64%）、貸倒れ等による売掛金等の回収難が84件（0.53%）、不良在庫・返品増等による在庫状態の悪化が15件（0.09%）、その他の偶発的原因が140件（0.89%）である。東京商工リサーチ「平成20年全国企業倒産白書」岩渕真一『事例に学ぶ倒産予知の勘所-与信管理の強化と粉飾決算の発見』所収、きんざい、2009年、8-12頁。



図表1 商品製品の販売不振と企業倒産との関係

商品製品の販売不振が企業の倒産に至る道筋の第一段階は、損益計算書上の、売上高、売上総利益および当期純利益の低下である。売上総利益と当期純利益の減少は、製造原価および売上原価に固定費が含まれるため、売上高に占める比率である売上高売上総利益比率と売上高当期純利益比率という収益性を悪化させる。売上高と利益金額の減少および収益性の低下は、損益計算書と貸借対照表との関係において、資産活用による利益獲得の効率を示す、総資産当期純利益比率と使用総資本事業利益比率を悪化させる。収益性と資産利益比率の悪化は、資金繰りを悪化させ、貸借対照表で見て、当面の支払義務金額に対して、支払手段となる資産項目の金額が減少し、流動比率と当座比率とを悪化させる。このような財務状況の悪化が改善されずに連続すると、累積的かつ集約的に総資産留保利益比率と自己資本比率が悪化する。これらの

第一原因は、商品製品の売上げ低下である。以上の経路は図表1「商品製品の販売不振と企業倒産との関係」でも示している。

商品製品の販売不振が会社の清算にまで繋がる場合、清算企業の収益性、資産利益比率、財務状況を示す財務指標は、連続的かつ亢進的に悪化しているであろう。ある会計期間で財務指標の多少の悪化が判明しても翌会計年度以降に商品製品の販売が回復した場合または費用削減等の経営努力が実を結んだ場合は、財務指標数値は改善され、企業存続の理念に変化は無い。会社解散による清算に至るということは、財務指標数値の改善につながるような、商品製品の販売の回復または費用削減等の経営努力が功を奏さず、その不首尾が連続したであろう。複数の清算企業を対象としてその清算前の5会計期間の財務指標の平均値¹⁰¹⁾を計算すると、その数値の低迷度合いは、清算時期が近づくにつれて拡大しているであろう。さらにその清算企業の清算前の財務指標数値の低迷度合いは、各清算企業と対応させた存続企業の同一対応会計期間の財務指標の平均値と比べると、2つの数値の相違によってより明確に示されるであろうし、またその低迷度合いは清算時期が近づくほど二種類の財務指標の平均値の相違の拡大によって際立つであろう。

清算企業と存続企業の財務指標の趨勢に相違が認められることは、清算企業の経営状況を開示財務諸表が写し出していることを意味する。この場合、企業外部の情報利用者は、清算企業の経営状況に関して、数会計年度後の清算を100%の確率で予想することはできないとしても、開示情報から経営状況の低迷を把握することは可能である。債権者等による取引の開始・継続・停止に関わる判断に開示財務諸表が資するであろうと見込まれることは、開示情報が無用な情報で無いと推定できる論拠となるであろう。

同様な視点からの調査分析結果が、様々な国・時代・企業を対象として、既に報告されている。1954年から1964年までの米国ムーディーズ社産業年鑑掲載の破産会社79社と業種規模がそれぞれ同等の存続会社79社との破産前5期の各種財務指標計30個の比較調査¹⁰²⁾は、破産会社の財務指標は経営状況の悪化を示していること、破産会社の財務指標と存続会社の財務指標との相違を明確に示していること、折れ線グラフ¹⁰³⁾によって二つの会社群で財務指標が相違することと破産が付づくにつれてその相違が拡大していること、を明示した。1990年から1998年

101) 倒産企業と存続企業の財務指標の平均値による比較は、プロフィール（プロウファイル）分析と現在日本語で通称されている。このプロフィール分析という会計学上の用語は、心理学上の性格診断（personality profile）の方法を参照し、企業群の財務指標の平均値という一側面、一断面、外観を比較検討することから次掲文献により名付けられた。William H. Beaver, "Financial Ratios as Predictors of Failure," *Journal of Accounting Research*, Vol. 4, Supplement to 1966, p.79.

102) W. H. Beaver, *supra* note (101), pp.80-82.

103) 当文献において、破産会社と存続会社の財務指標の平均値の相違が経年で拡大する様子が折れ線グラフで示されているのは、次の6つの財務指標である。キャッシュ・フロー総負債比率、当期純利益総資産比率、総負債総資産比率、運転資本総資産比率、流動比率、クレジット・インターバル。W. H. Beaver, *supra* note (96), p.82.

に倒産した我が国の上場企業28社の財務指標と、それぞれ同一業種に所属する全企業の財務諸表を総合しかつ資産規模を調整した財務諸表を算定した後の財務指標とを、倒産前7期で比較した調査¹⁰⁴⁾は、倒産企業の財務指標と非倒産企業の財務指標には顕著な差異が存在し、倒産企業の財務指標は倒産のかなり以前から確実に悪化し続けていることを折れ線グラフ¹⁰⁵⁾で明示した。1990年から2007年に倒産した我が国の上場企業151社の財務指標と、それぞれ同一業種に所属する全企業の財務諸表を総合しかつ資産規模を調整した財務諸表を算定した後の財務指標とを、倒産前7期で比較した調査¹⁰⁶⁾は、倒産企業グループの財務指標と非倒産企業グループの財務指標とが倒産前の少なくとも7年間にわたり予想されたとおりの大小関係にあり、倒産年度が近づくとつれてその差異が拡大する傾向を折れ線グラフ¹⁰⁷⁾で明示した。

本稿では、上記の結果¹⁰⁸⁾が、タイの非公開株式会社である清算企業と存続企業の近年の財

104) 桜井久勝・石川博行「倒産企業のプロフィール分析」神戸大学『国民経済雑誌』第180巻第2号、1999年、17-30頁。

105) 当文献において、倒産企業と非倒産企業の財務指標の平均値の相違が時系列で比較され、またその様子が折れ線グラフで示されているのは、次の11個の財務指標である。流動比率、当座比率、負債比率、自己資本比率、固定比率、固定長期適合率、インタレスト・カバレッジ・レイシオ（事業利益金融費用比率）、経常利益総資産比率、当期純利益総資産比率、ROA（営業利益と金融収益合計の総資産に対する比率）、ROE（当期純利益自己資本比率）。桜井久勝・石川博行、前掲註（104）、23-26頁。

106) 桜井久勝・村宮克彦「倒産企業の財務比率の時系列特性」神戸大学『国民経済雑誌』第196巻第6号、2007年、1-16頁。

107) 当文献において、倒産企業グループと非倒産企業グループの財務指標の平均値の相違が時系列で比較され、またその様子が折れ線グラフで示されているのは、次の13個の財務指標である。ROA（事業利益使用総資本比率）、ROE（当期純利益自己資本比率）、経常利益使用総資本比率、当期純利益使用総資本比率、流動比率、当座比率、負債比率、自己資本比率、固定比率、固定長期適合率、有利子負債依存率（有利子負債の使用総資本に対する比率）、総資本留保利益比率、インタレスト・カバレッジ・レイシオ（事業利益金融費用比率）。桜井久勝・村宮克彦、前掲註（106）、3-7、12-13頁。

108) 今まで多くの研究が、企業の倒産を財務諸表から予測するモデルの確立に取り組んできた。倒産企業の財務指標と非倒産企業の財務指標に顕著な差異が存在するならば、多くの種類の財務指標の内からいくつかの重要な財務指標を選定し、それぞれへの重点を調整した上で一つの計算式を設定することによって、またはそれぞれの財務指標における判別基準を見定めてそれらを組み合わせることによって、任意の企業の財務指標を対象に、その企業が数会計期間以内に倒産するか否かを予想できそうである。日米の代表的な企業倒産予知モデルとして例えば、白田佳子のSAF（Simple Analysis of Failure）2002と、エドワード・アルトマンのZスコアがある。SAF2002では、 $0.01036 \times \text{総資本留保利益比率} + 0.02682 \times \text{総資本税引前当期利益比率} - 0.006610 \times \text{棚卸資産回転期間} - 0.02368 \times \text{売上高金利負担率} + 0.70773$ 、の計算結果が0.7点前後以下の場合、倒産の可能性が大きいと判断する。白田佳子『企業倒産予知モデル』中央経済社、2003年、206頁。Zスコアでは、 $0.012 \times \text{総資産運転資本比率} + 0.014 \times \text{総資産留保利益比率} + 0.033 \times \text{総資産事業利益（税引前利益）比率} + 0.006 \times \text{総負債時価総額比率} + 0.999 \times \text{総資産売上高比率}$ 、の計算結果が2.675点以下の場合、5年以内に倒産の可能性が大きいと判断する。Edward I. Altman, "Financial Ratios, Discriminant Analysis and the Prediction of Corporate Bankruptcy," *Journal of Finance*, Vol.23, No.4, September 1968, p.594. Zスコアは、日本企業を対象として週刊誌で平成25年に取り上げられた。新井美江子・後藤直義・須賀彩子・中村正毅・山口圭介「最新版倒産危険度ランキング」『週間ダイヤモンド』2013年1月26日、58-63頁。我が国では金融機関において、汎用化された倒産予測モデルによって与信審査の一資料として貸出先の信

務指標において妥当するか否かを検討する。

V. 対象企業の選定と資料収集

清算企業3社とそれぞれに対応する存続企業6社の財務諸表¹⁰⁹⁾を、図表2「清算企業と存続企業およびその監査報告書」の左端の欄にあるように、商務省事業振興局より入手した。清算企業のローンロジアルポーン社がインド系の現地資本企業であり、その他の8社は日系企業である。日系企業への拘りは、合併事業の場合¹¹⁰⁾に契約において日本資本側から事業を把握する一手段として適正な監査を実施する項目の入ることが多く¹¹¹⁾、その場合、開示情報の信頼性および有用性が改善される可能性が大きいとの判断からである。調査対象企業の探索にあたっては、まず、バンコク日本人商工会議所の繊維部会編集の1998年1月時点の名簿¹¹²⁾から51社を候補とした。次に、51社の中から、公開株式会社5社、繊維製品製造と考えられない業種の会社7社および合併統合により消滅した会社2社を除外¹¹³⁾し、残り37社とした。次に、

、用リスクを算定している。池井戸潤『下町ロケット』小学館、2010年。英語によるこれまでの研究のまとめとして、次がある。A.I.Dimitras, S.H.Zanakis and C.Zopounidis, "A Survey of Business Failures with an Emphasis on Prediction Methods and Industrial Applications (Theory and Methodology)," *European Journal of Operational Research*, Vol.90, 1996, pp.487-513. Jodi L.Bellovary, Don E. Giacominio, Michael D. Akers, "A Review of Bankruptcy Prediction Studies: 1930 to Present," *Journal of Financial Education*, Vol. 33, Winter 2007, pp.1-42. William H. Beaver, Maria Correia, and Maureen F. McNichols, "Financial Statement Analysis and the Prediction of Financial Distress," *Foundations and Trends in Accounting*, Vol.5, No. 2, 2011.

109) 商務省の事業振興局（旧登記局）では、財務諸表と注記、監査報告書に加え、持分が明示された株主名簿も入手可能である。

110) タイの外国人事業法は、地元資本保護の見地から、農業、畜産業、漁業、鉱業、地場工業、各種サービス業に関して、外国人による事業の開始、またはタイ法人であっても外国法人が50%以上の資本株式を所有しているタイ法人による事業参入を禁止している。外国人事業法上、名義貸しも禁止されている（第36条外国人と結託したタイ人への罰則）。日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター訳編「1999年外国人事業法」, available from <https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/pdf/invest_002.pdf> at 20th February, 2014.久野康成監修, 前掲註(29), 85-123頁。外資規制に該当する業種に関して、外国資本の例外が認められるのは、投資奨励法に基づく投資委員会の投資奨励の許可またはタイ国工業団地公社による事業許可がある場合である。繊維製品製造業をはじめとする工業のプロジェクトに関してここでの外国人の株式保有制限は、1997年の通貨経済危機を受けて改訂された、2000年8月施行の投資委員会の新政策によって撤廃された。日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター訳編「投資奨励方針および原則について」（投資委員会2000年8月1日布告第一/2543号第3項3-2）, available from <<http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/boi/pdf/BOI2000.pdf>> at 20th February, 2014.海外職業訓練協会『タイの日系企業が直面した問題と対処事例』海外職業訓練協会, 2007年, 231頁。

111) タイ在住日本人日本国公認会計士発言, 2011年8月31日。タイ繊維製品の貿易実務経験の長い日系商社所属日本人発言, 2014年3月。

112) 盤谷日本人商工会議所繊維部会編『日系繊維製造業名簿』バンコク日本人商工会議所, 1998年。

113) 繊維産業とは財務状況が異質であるため検討から外した7社の内訳は、貿易会社2社、機械技術指導ノ

図表2 清算企業と存続企業およびその監査報告書

会社名	調査対象 期間	解散決議日	清算5年前	清算4年前	清算3年前
KMEゲームン社	1998-2002	2003/5/22	無限定意見 サニット・ヒランバンボン氏 (3652) [バンチキジュ株式会社]	無限定意見 サニット・ヒランバンボン氏 (3652) [バンチキジュ株式会社] *追記情報 (累積損失について)	無限定意見 サニット・ヒランバンボン氏 (3652) [バンチキジュ株式会社]
マルヒサ インターナショナル社	1998-2002	(存続)	無限定意見 ノンヌット・ウイトラクル嬢 (2241) [バツラキット監査事務所]	無限定意見 ノンヌット・ウイトラクル嬢 (2241) [バツラキット監査事務所]	無限定意見 ノンヌット・ウイトラクル嬢 (2241) [バツラキット監査事務所]
バンコク 東京ソックス社	1998-2002	(存続)	(資料脱漏)	無限定意見 ノティ・セングダム氏 (300) [タムマカーン会計事務所] *追記情報 (投資金の評価損について)	無限定意見 ノティ・セングダム氏 (300) [タムマカーン会計事務所]
タイウール インダストリーズ社	2001-2005	2006/06/31	無限定意見 ティバワン・ナナヌワット氏 (3459) [アーンストアンドヤング] *追記情報 (債務超過について)	除外事項付意見 カンヤラット・チャヤウォラボンサ嬢 (3460) [KPMGボームチャイ監査株式会社] *限定事項 (期首在庫未確認) *追記情報 (債務超過について) (継続企業の前提の疑義)	除外事項付意見 カンヤラット・チャヤウォラボンサ嬢 (3460) [KPMGボームチャイ監査株式会社] *限定事項 (前年度期首在庫未確認) *追記情報 (債務超過について) (継続企業の前提の疑義) (1997年通貨経済危機の影響について)
タイハミルトン社	2001-2005	(存続)	無限定意見 バヤン・ティアンプラセート氏 (762) [タムマカーン会計事務所]	無限定意見 ノティ・セングダム氏 (300) [タムマカーン会計事務所]	無限定意見 ノティ・セングダム氏 (300) [タムマカーン会計事務所]
タイグンゼ社	2001-2005	(存続)	無限定意見 ノティ・セングダム氏 (300) [タムマカーン会計事務所]	無限定意見 ノティ・セングダム氏 (300) [タムマカーン会計事務所]	無限定意見 ノティ・セングダム氏 (300) [タムマカーン会計事務所]
ローンロジアル ボン社	2002-2006	2007/12/20	無限定意見 スコン・ハタヤタム嬢 (1449) [個人会計士]	無限定意見 スコン・ハタヤタム嬢 (1449) [個人会計士]	無限定意見 パチャリダ・ミラオディー嬢 (7736) [個人会計士]
キクヤゲームン社	2002-2006	(存続)	無限定意見 アヌフォン・デチャームヌアイボン 氏 (3700) [アムヌアイボン会計事務所]	無限定意見 アヌフォン・デチャームヌアイボン 氏 (3700) [アムヌアイボン会計事務所]	無限定意見 アヌフォン・デチャームヌアイボン氏 (3700) [アムヌアイボン会計事務所]
東洋テキスト タイ社	2002-2006	(存続)	無限定意見 ノティ・セングダム氏 (300) [タムマカーン会計事務所]	無限定意見 ノティ・セングダム氏 (300) [タムマカーン会計事務所]	無限定意見 ノティ・セングダム氏 (300) [タムマカーン会計事務所]

斜め字の3社 (KMEゲームン社、タイウールインダストリーズ社、ローンロジアルボン社) が解散後の清算または破産会社であり、各社それぞれに2社が対応されている。それぞれ3社ごとの集団において同一年度によって対応させて資料収集している。*印以下は監査報告書における追記情報および限定事項の内容要約である。各社各年度の監査報告書より作成。監査報告書は商務省事業振興局より紙または電子複写で入手。監査人の氏名の後の丸括弧内は公認会計士の登録番号、下の鉤括弧内は所属会計事務所。右端の設立年、資本金額、資本構成と役員従業員総計の欄は、盤谷日本人商工会議所繊維部編集、1998年同会議所発行の『日系繊維製造業名簿』より引用。唯一日系企業でないローンロジアルボン社の資本構成と従業員数は本名簿に記述無く今後の調査が必要。タイハミルトン社の現在の名称はエスパレル社である。KMEゲームン社のKは倉敷紡績、Mは三菱商事、Eは現地繊維問屋のEar Long、のそれぞれの頭文字から取られた。キクヤゲームン社の経営者一族は、タイ永住日本人である。

		資本構成					
清算2年前	清算1年前	設立	設立時資本金	日本側	タイ側	役員従業員総計 (内日本人)	
無限定意見 スリボン・プタウティクライ嬢 (2880) [SB監査サービス株式会社]	無限定意見 スリボン・プタウティクライ嬢 (2880) [SB監査サービス株式会社]	1989年	40,000,000Baht	49%	51%	213名 (7名)	
無限定意見 ノンスト・ウイトラクル嬢 (2241) [パッタラキット監査事務所]	無限定意見 ノンスト・ウイトラクル嬢 (2241) [パッタラキット監査事務所]	1990年	10,000,000Baht	49%	51%	350名 (6名)	
無限定意見 ノティー・セングダム氏 (300) [タムマカーン会計事務所]	無限定意見 ノティー・セングダム氏 (300) [タムマカーン会計事務所]	1989年	50,000,000Baht	55%	45%	355名 (6名)	
除外事項付意見 カンヤラット・チャヤウォラボンサ嬢 (3460) [KPMGボームチャイ監査株式会社] *限定事項 (租税公課1,680万バーツの未記帳) *追記情報 (債務超過について) (継続企業の前提の疑義) (1997年通貨経済危機の影響について)	除外事項付意見 カンヤラット・チャヤウォラボンサ嬢 (3460) [KPMGボームチャイ監査株式会社] *限定事項 (前年度租税公課1,680万バーツの未記帳) *追記情報 (債務超過について) (継続企業の前提の疑義) (1997年通貨経済危機の影響について)	1987年	50,000,000Baht	100%	0%	134名 (7名)	
無限定意見 チャヤコーン・アンピティボンサ氏 (3196) [ピラチ博士共同事務所]	無限定意見 チャヤコーン・アンピティボンサ氏 (3196) [ピラチ博士共同事務所]	1988年	20,000,000Baht	49%	51%	563名 (8名)	
無限定意見 ノティー・セングダム氏 (300) [タムマカーン会計事務所]	無限定意見 ノティー・セングダム氏 (300) [タムマカーン会計事務所]	1990年	80,000,000Baht	49%	51%	562名 (9名)	
無限定意見 バチャリタ・ミラオディー嬢 (7736) [個人会計士] *追記情報 (強調事項-債務超過について)	無限定意見 ボラサン・ミカロン氏 (6923) [個人会計士]	-	-	-	-	-	
無限定意見 アスフォン・デチャームヌアイポーン氏 (3700) [アムヌアイポーン会計事務所]	無限定意見 アスフォン・デチャームヌアイポーン氏 (3700) [アムヌアイポーン会計事務所]	1984年	500,000Baht	4.60%	95.40%	157名 (3名)	
無限定意見 ノティー・セングダム氏 (300) [タムマカーン会計事務所]	無限定意見 ノティー・セングダム氏 (300) [タムマカーン会計事務所]	1988年	15,000,000Baht	70%	30%	261名 (6名)	

1998年から13年後の2011年5月時点の同一名簿記載の46社を参照したところ、37社中、そのまま名簿に名称が登録されている会社と名称が登録から消えた会社とがほぼ半々であった。次に、残り37社の開示情報の入手を、商務省の電子データベースと事業振興局において確認した。その確認作業においては、経営不振により清算した企業を確定すること、その企業の財務諸表情報を入手できることに留意した。具体的には、閉鎖貸借対照表¹¹⁴⁾によって解散日が確定できること、解散清算年より遡って6会計年度¹¹⁵⁾の財務諸表が提出されていること、新会社設立のための解散では無い¹¹⁶⁾こと、によって、2003年解散のKMEゲーメント社と2006年解散のタイウールインダストリーズ社の二社の資料が入手できた。清算企業の資料を1社でも多くするため、日系企業という基準を緩め、商務省事業振興局の登記企業データベースより、単語の

会社1社、駐在員事務所1社、ジッパー製造会社1社、機械製造会社1社、界面活性剤製造会社1社である。なお、経営不振の徴候無く解散した東レファイバース社と東レナイロンタイ社との2社は、新会社のタイ東レシンセティックス社として統合した。

114) KMEゲーメント社の2003年5月22日の閉鎖貸借対照表では、総資産額28,265,244パーツ、総負債額73,80,859パーツ、純資産額は45,715,615パーツの赤字の債務超過となっている。タイウールインダストリーズ社の2006年6月31日の閉鎖貸借対照表では、総資産額95,559,596パーツ、総負債額51,236,876パーツ、純資産額44,322,720パーツとなっている。ローンロジューアルボン社の2007年12月20日の閉鎖貸借対照表では、総資産額62,019パーツ、総負債額7,213,733パーツ、純資産額は7,151,714パーツの赤字の債務超過となっている。上記3社の内解散時に債務超過に陥っていなかったのはタイウールインダストリーズ社だけである。同社の正門脇で同社の従業員を主な客としていた、タイ料理飲食店を営むタイ人女性によると、同社は、他社との競争で疲弊していたとのことである。タイ繊維産業に精通する日本人によると、タイウールインダストリーズ社は丸紅と南海毛糸の合併により設立された企業で、製品はすべて日本に輸出されていた、とのことである。同社の製品の品質、価格等の競争力を想定する場合、タイ市場だけでなく、日本市場を視野に入れる必要がある。

115) 財務指標数値の算定において、貸借対照表項目に関しては、期首金額と期末金額の平均値を算定するため、5年間の財務指標数値の確認に6年分の財務諸表を要した。

116) タイウールインダストリーズ社とローンロジューアルボン社の工場跡は現地を確認した。KMEゲーメント社の工場跡は、タイクラブウ社が倉庫として引き継いでいる旨を、タイクラブウ社関係者より電話聞き取りで確認した。なお、KMEゲーメント社は、会社解散時に債務超過に陥っているため、通常は民商法典上の清算手続きは取れず、解散後は裁判所が介入する破産法の元での特別清算（もしくは事業再建または和議）手続きが取られる。しかし、上記の関係者によると、債務の貸倒れは発生しなかったとのことである。その原因として日本側資本の倉敷紡績による債務弁済の肩代わりによる累積損失の解消があったと推定する（いわゆる最後の窮余のミルク補給である）。この場合、民商法典第1237条の、債務超過の場合（会社の事業が欠損のみで、回復する見込みがないとき）は裁判所による解散の命令後、破産法が適用されるという規定にもかかわらず、また、第1266条の、持分または株式が全額払込まれたのち、資産が負債を支払うのに不足すること（債務超過状態）を清算人が知った場合、清算人は直ちに裁判所に対してパートナーシップまたは会社の破産宣告を請求しなければならないという規定にもかかわらず、民商法典上の清算手続きが可能である。ウィシット・ウイスイツラ=アト（川嶋四郎訳）「タイ王国における倒産処理法の概要」『九州大学法制研究』第67巻第1号、2000年、187-212頁、available from <<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/handle/2324/2197/KJ00000724268-00001.pdf>> at 20th May, 2014. 河本和行「第8回 タイの会社の任意清算と債務超過の財務諸表」同ウェブサイト『タイ徒然草』所収、available from <[http://www.tellusgp.com/ADM/ADM\(0308\).html](http://www.tellusgp.com/ADM/ADM(0308).html)> at 9th October, 2011.

Garmentで検索し、上記の解散日の確定と財務諸表情報の入手可能性に関する同等の基準等により、2007年解散のローンロジアルポーン社の資料を入手した。次に、バンコク日本人商工会議所の繊維部会所属の企業から、清算企業3社それぞれに対して存続企業2社計6社を、清算企業解散前のそれぞれの6会計期間の財務諸表が脱漏なく事業振興局で入手できるかどうか、売上高および資産総額が類似しているかどうか、という基準によって、選定した。具体的には、清算企業のKMEガーメント社に対して存続企業のマルヒサイインターナショナル社とバンコク東京ソックス社を時期的に対応させ、清算企業のタイウールインダストリーズ社に対して存続企業のタイハミルトン社とタイグンゼ社を時期的に対応させ、清算企業のローンロジアルポーン社に対して存続企業のキクヤガーメント社と東洋テキスタイルタイ社を時期的に対応させた。図表2は、清算企業と存続企業の、清算前の5会計期間である調査対象期間、清算企業の解散決議日、清算前5会計期間の監査報告書の記載状況、各社の設立年、設立時資本金額、資本構成、および従業員数を示している。

VI. 調査結果

1. 追記情報と除外事項

図表3は、調査の①つ目の焦点として、監査報告書において追記情報が記載されるかまたは除外事項付意見となった決算期の回数を、清算企業と存続企業とで区別して、示している。

図表3 経営不振と追記情報・除外事項との関係

	清算企業	存続企業
追記情報が記載されたまたは除外事項が付された決算期回数	7期(回)	1期(回)
追記情報が記載されずかつ除外事項が付され無かった決算期回数	8期(回)	28期(回)
合 計	15期(回)	29期(回)

清算企業のKMEガーメント社の監査報告書を確認すると、清算前の5会計期間の監査意見として無限定意見が表明されており、清算4年前に追記情報（その他の事項）として「流動資産以上に流動負債が多くまた株主資本がマイナスになっていること」が記載されている。清算企業のタイウールインダストリーズ社の監査報告書を確認すると、清算5年前の監査報告書では無限定意見が表明されているが、清算4年前より清算直前期までの4回にわたって除外事項付意見が表明され、追記情報は5年間にわたり記載されている。具体的にタイウールインダストリーズ社の監査意見には、清算5年前に追記情報（その他の事項）として「流動負債が流動資産より大きいこと」と「資産総額より負債総額が大きい債務超過状態にあること」が記載され、清算4年前と3年前に除外事項として「監査人の交代のため清算5年前の期末製品の棚卸の数量と金額の確認ができていないこと」が指摘され、清算2年前と1年前に除外事項として

「清算4年前から清算2年前の3年間における輸入税・付加価値税・輸入税の追徴金の未払いと未記帳¹¹⁷⁾」が指摘され、清算4年前から清算1年前までの4会計期間にわたって追記情報(強調事項とその他の事項)として、「1997年のアジア通貨危機から重大な影響を受けたために各期末には資本金を超える累積損失があり流動負債が流動資産より多くなっていることまたこれらより継続企業の前提に疑義が生じていること」が記載されている。清算企業のローンロジュアルポーン社の監査報告書を確認すると、清算前の5会計期間すべてにおいて、監査意見として無限定意見が表明されており、清算2年前の監査報告書では、追記情報(その他の事項)として「当期および前期に資本金額を超える累積損失が存在すること」が記載されている。

清算企業のKMEゲーム社に対応された存続企業のマルヒサイインターナショナル社とバンコク東京ソックス社の監査報告書、清算企業のタイウールインダストリーズ社に対応されたタイハミルトン社とタイグンゼ社の監査報告書、および清算企業のローンロジュアルポーン社に対応された存続企業のキクヤゲーム社と東京テキスタイルタイ社の監査報告書を、それぞれ同一時期において確認すると、バンコク東京ソックス社において、KMEゲーム社の清算4年前にあたる会計期間において、追記情報(その他の事項)として、「投資金勘定の評価方法(原価法)を有価証券の評価方法へ変更した結果損失が発生したこと」が記載されているだけであり、その他に追記情報は記載されておらず、また監査意見の種類として全社の全会計期間¹¹⁸⁾において無限定意見が表明されている。

清算企業3社における清算前5会計期間の監査報告書において、追記情報が記載されるかまたは限定事項付き意見となった頻度は、合計15期中の7回であり、一方存続企業6社におけるそれぞれ時期的に対応する会計期間の監査報告書において、追記情報が記載されるかまたは限定事項付き意見となった頻度は、合計29期中の1回であった。清算企業と存続企業の監査報告書において、追記情報が記載されるかまたは限定事項付き意見となる頻度の相違は、統計的には、1%以下の確率で、相違の無いことが否定される($\chi^2 = 12.413$, $\alpha < 0.000$)。

2. 監査人の交代

図表4は、調査の②つ目の焦点として、監査人が交代した決算期の回数を、清算企業と存続企業とで区別して、示している。

117) タイウールインダストリーズ社の監査報告書には、これらの税金の未払い分を会計処理した場合の修正後の損益金額および純資産額が記述されている。しかし、計算結果に不明な箇所があるため、後述の財務諸表と財務指標の算定において監査人の指摘は反映できなかった。なお、バンコク東京ソックス社の財務指標数値は、連続性を優先し、監査報告書に記載されている会計方針変更による損失計上を繰り返して計算した。

図表4 経営不振と監査人の交代との関係

	清算企業	存続企業
監査人の交代が有った決算期回数	4期（回）	1期（回）
監査人の交代が無かった決算期回数	8期（回）	22期（回）
合 計	12期（回）	23期（回）

清算企業のKMEゲーム社の監査報告書を確認すると、清算2年前の会計期間において監査法人と公認会計士とが共に変更されている。清算企業のタイウールインダストリーズ社の監査報告書を確認すると、清算4年前の会計期間において監査法人と公認会計士とが共に変更されている。清算企業のローンロジュアルポン社の監査報告書を確認すると、清算4年前と清算2年前の会計期間において、公認会計士が変更されている。

清算企業のKMEゲーム社に対応された存続企業のマルヒサイインターナショナル社とバンコク東京ソックス社の監査報告書、清算企業のタイウールインダストリーズ社に対応された存続企業のタイハミルトン社とタイグンゼ社の監査報告書、および清算企業のローンロジュアルポン社に対応された存続企業のキクヤゲーム社と東京テキスタイルタイ社の監査報告書、それぞれ同一時期において確認すると、タイハミルトン社において唯一度、タイウールインダストリーズ社の清算2年前の会計期間において、監査法人と公認会計士とが共に変更されている。

清算企業3社における清算前4会計期間の監査報告書において、監査人が交代した頻度は、合計12期中の4回であり、一方存続企業6社におけるそれぞれ対応する会計期間の監査報告書において、監査人が交代した頻度は、合計23期中の1回であった。清算企業と存続企業の監査報告書において、監査人が交代した頻度の相違は、統計的には、5%以下の確率で、相違の無いことが否定される（ $\chi^2 = 5.411$, $\alpha < 0.20$ ）。

3. 売上高と利益金額

図表5は、調査の③つ目の焦点として、清算企業の清算前5会計期間の売上高、売上総利益および当期純利益を、折れ線グラフで示している。

四角短点線の左軸表示のKMEゲーム社の売上高、売上総利益および当期純利益について確認¹¹⁹⁾すると、清算の3会計年度前から直前の会計期間まで、売上高および売上総利益が

118) バンコク東京ソックス社の、KMEゲーム社の清算5年前に当たる会計期間の監査報告書は、商務省事業振興局の備え置き資料および2000年前後以降の電子データベースにおいて、見出すことができなかった。バンコク東京ソックス社の財務諸表の方は6年分入手でき、分析に用いている。

119) タイでの聞き取り調査において、KMEゲーム社の売上高の急拡大と急減少は、現在我が国の代表的なSPA（Speciality store retailer of Private label Apparel）企業とされる企業による注文への過度の傾斜と発注の突然の停止が背景にあるとの情報に接した。

1/3近くまで減少し、当期純利益も1/20以下まで減少している。

三角長点線の左軸表示のタイウールインダストリーズの売上高、売上総利益および当期純利益について確認すると、売上高は、清算前3期にわたり二倍近くまで拡大しているが、売上総利益は微増に留まり、当期純利益も低迷し、清算直前期には損失を計上している。

菱形実線の右軸表示のローンロジューアルポーン社の売上高、売上総利益および当期純利益について確認すると、清算の4会計年度前から直前の会計期間までで、売上高と売上総利益が半分近くまで減少し、当期純利益は清算までの5会計期間において全て損失を計上している。

4. 収益性と安全性

図表6は、調査の④つ目の焦点として、8つの財務指標¹²⁰⁾において、清算企業(点線)と存続企業(実線)の平均値を時系列で比較して示している。折れ線グラフで表されている8つの財務指標は、売上高売上総利益比率、売上高当期純利益比率、総資産当期純利益比率、使用総資本事業利益比率、流動比率、当座比率、総資産留保利益比率および自己資本比率である。

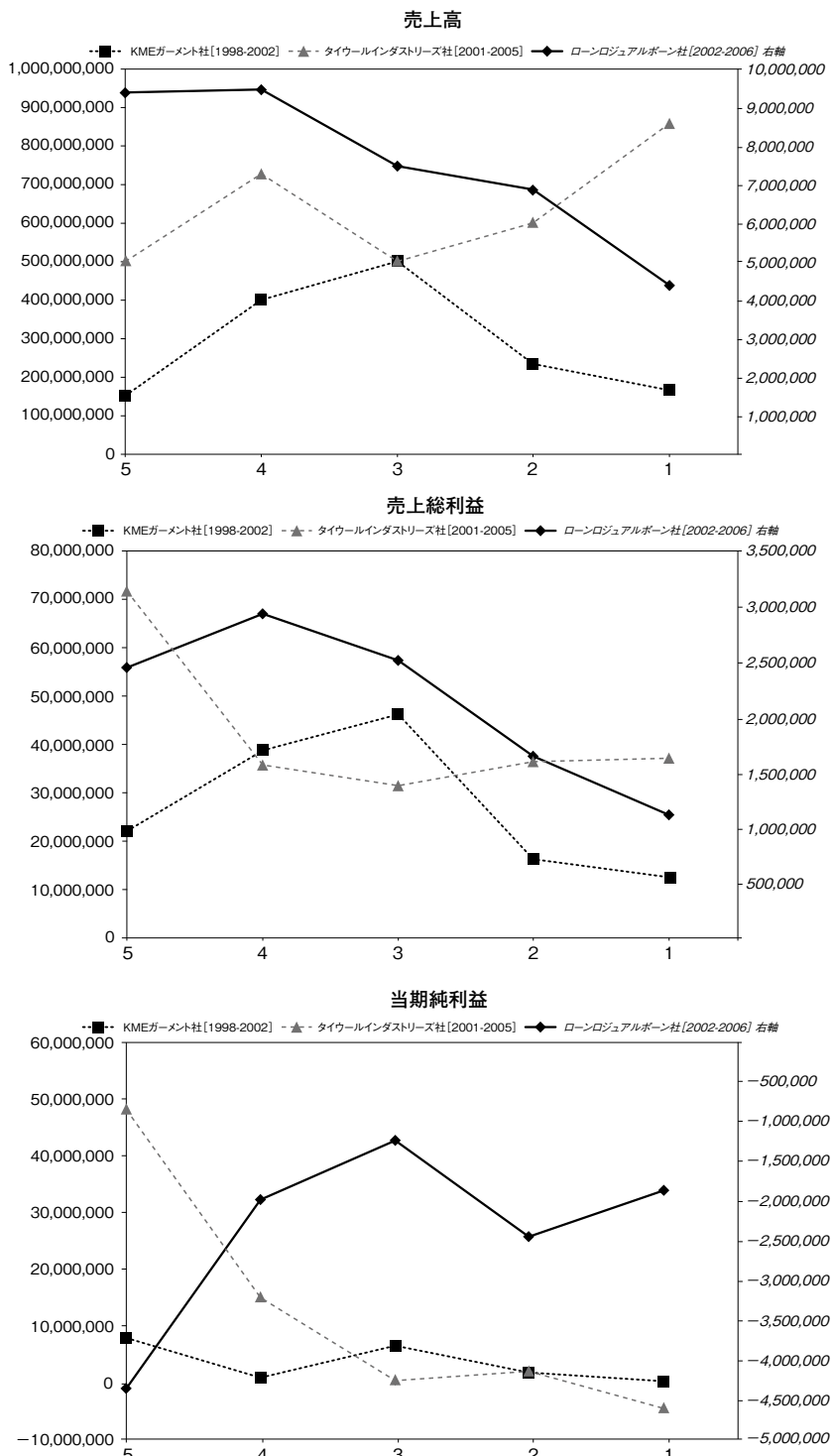
売上高売上総利益比率の清算前5会計期間の推移を見ると、実線の存続企業は、12.59%から16.09%まで安定的に微増している。点線の清算企業は、18.44%から12.64%まで低下している。

売上高当期純利益比率の清算前5会計期間の推移を見ると、実線の存続企業は、5年間にわたって-2.8%、-0.10%、1.41%、2.23%、0.81%と損益分岐点周辺で安定的に推移している。点線の清算企業の売上高当期純利益比率は、清算前の5会計期間にわたって、-10.47%、-5.91%、-4.62%、-10.65%、-13.14%と10%前後の損失が続いている。

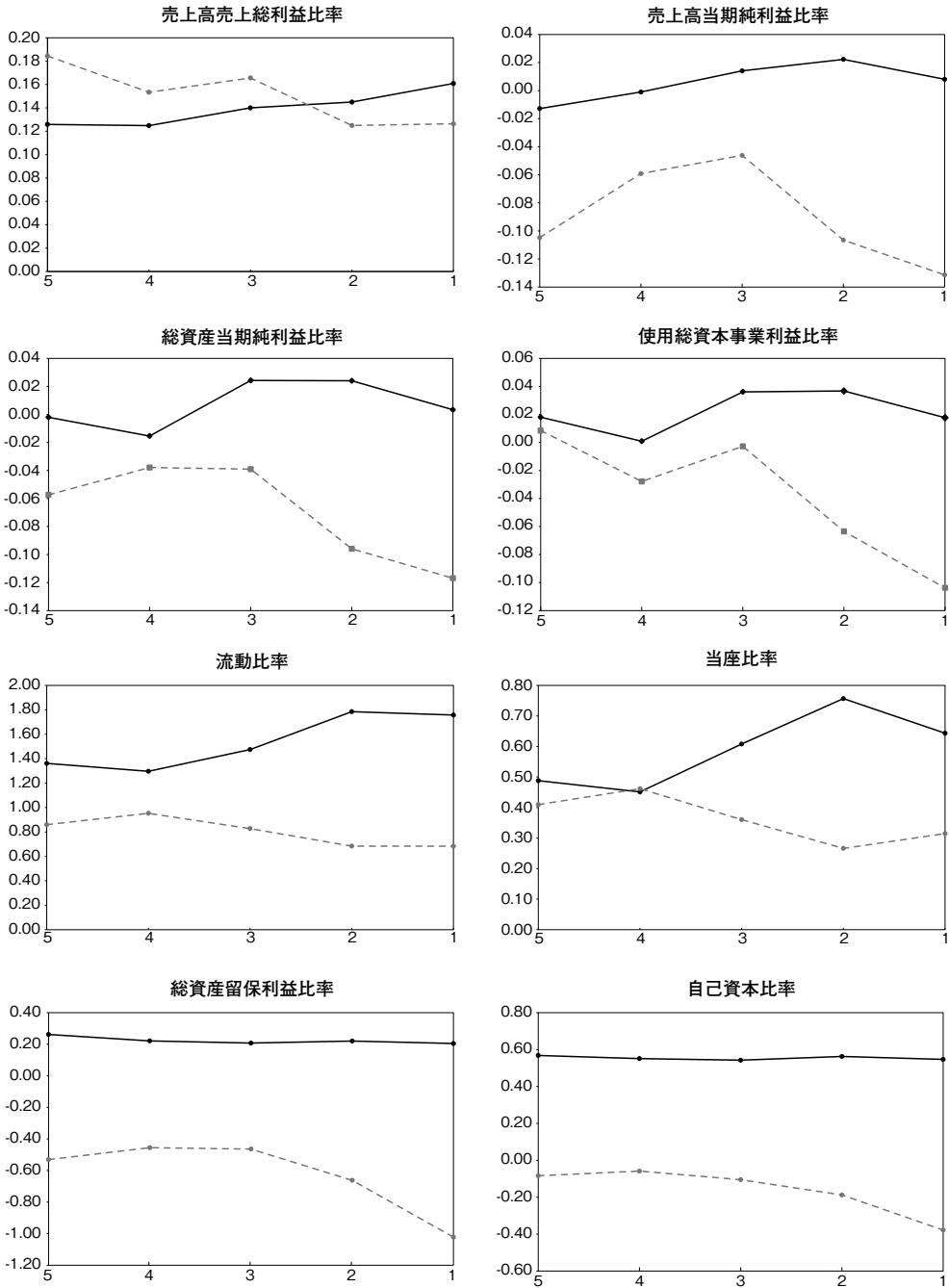
総資産当期純利益比率の清算前5会計期間の推移を見ると、実線の存続企業は、当初の2年間は-0.20%、-1.54%と損失を計上していたが、清算前3年間は2.42%、2.40%、0.33%と黒字を計上している。点線の清算企業は、5会計期間にわたり損失を計上し、さらに清算前3年間は-3.91%から-9.59%、-11.68%と損失比率が拡大している。

使用総資本事業利益比率の清算前5会計期間の推移を見ると、実線の存続企業は、5会計期間にわたり1.80%、0.09%、3.61%、3.67%、1.77%と安定的に事業上の利益を確保している。点線の清算企業は、清算前4年間にわたり-2.78%、-0.28%、-6.35%、-10.37%と事業上の損失を計上し、さらにその数値は拡大傾向にあった。

120) 各財務指標は次のように計算した。売上高売上総利益比率=売上総利益/売上高。売上高当期純利益比率=当期純利益(当期純損失)/売上高。総資産当期純利益比率=当期純利益(当期純損失)/総資産。使用総資本事業利益比率=事業利益/使用総資本=(当期純利益-利息収益+利息費用+法人税)/総資産。流動比率=流動資産/流動負債。当座比率=当座資産/流動負債。総資産留保利益比率=留保利益/総資産。自己資本比率=自己資本(純資産)/総資産。貸借対照表項目は期首と期末の平均。本文の説明で示す%数値は、小数点3位以下を四捨五入した。



図表5 清算企業3社の清算前の損益計算書の数値



図表6 清算企業（点線）と存続企業（実線）の財務指標数値

流動比率の清算前5会計期間の推移を見ると、実線の存続企業は、5会計期間において二倍には至らないが1倍の100%以上を維持している。点線の清算企業は、5会計期間において1倍の100%を超える会計期間は無く、清算前の4会計期間にわたって95.31%、82.78%、68.45%、68.34%と低下している。

当座比率の清算前5会計期間の推移を見ると、清算5年前の会計期間と4年前の会計期間は、清算企業と存続企業とに大きな相違は無い。実線の存続企業は、清算前の3会計期間において60.80%、75.67%、64.34%と50%を超える数値を示している、点線の清算企業は、清算前の3会計期間において36.04%、26.63%、31.47%と50%に至らない数値を示している。

総資産留保利益比率の清算前5会計期間の推移を見ると、実線の存続企業は、26.18%、22.10%、20.73%、22.00%、20.44%と安定的に20%代の数値を維持している。点線の清算企業は、-53.08%、-45.55%、-46.44%、-66.23%、-102.22%と、損失の計上とその累積による拡大を示している。

自己資本比率の清算前5会計期間の推移を見ると、実線の存続企業は、56.82%、55.12%、54.26%、56.29%、54.70%と安定的に50%代を維持している。点線の清算企業は、清算前5会計期間において債務超過状態であり、その状態は、清算前4会計期間にわたり、-5.84%、-10.51%、-18.77%、-37.80%と拡大している。

Ⅶ. おわりに—結論と課題—

結論として、タイ王国の非公開株式会社の情報開示制度に意味はある、すなわち、清算企業と存続企業の監査報告書に追記情報が記載されるかまたは除外事項付意見となる頻度および両企業群における監査人交代の頻度が、清算企業は存続企業よりも明確に高いことから、また、清算企業の清算前の経営の不振がその損益計算書および財務指標において明確に示されていることから、タイの非公開株式会社の財務諸表の信頼性と有用性を全否定することはできず、その情報開示制度が機能していないとは言えない、と考える。この結論を導くために用いた手法はすべて先行研究を踏襲したものであるが、本稿は、タイの非公開株式会社を対象¹²¹⁾としている点およびその財務諸表開示の意味を、信頼性と有用性という二つの側面から総合的に検討している点において、すなわち、調査対象の国および企業の選定ならびに包括的な問題意識による構成において、新味がある、と判断する。

本稿に関連して示唆されるのは、複式簿記情報の冷徹さである。開示規制の行き届かない非上場企業において、会計基準の整備が不十分で完全に遵守されていないとしても、また、税金対策を主眼として会計数値が恣意的に操作されているとしても、複式簿記機構から導かれる損

121) 例えば次掲文献にタイの項目は無い。武田隆二編著『中小会社の計算公開と監査—各国制度と実践手法』清文社、2000年。

益計算書と貸借対照表は、企業の経営状況の不振を普遍的に表現すると考えたい。特に、本稿の調査において清算企業と存続企業の財務指標が経年で最も明確かつ通増的な相違を示していたのは、総資産留保利益比率と自己資本比率とであった。このことは、経年にわたる企業の経営状況の不振に関する情報が、貸借対照表の純資産および留保利益の項目に累積集約されて表現されていることを示唆する。比喩的に言えば、複式簿記会計機構による情報開示が社会の一制度として運用されているならば、個々の企業が容易に逃れられないまたは自己中心的に回避できない安全装置が社会全体の運行のための基盤として働いていると考えることができる。我が国の近年の議論に引きつけて言うと、中小企業の会計基準は勿論重要であるが、企業の情報開示制度の公正で安定した運営¹²²⁾がまずは重要であろう。

本稿の結論に関する決定的な限界は、結論を導くための実際的な証拠が余りにも貧弱なことである。対象とした資料数の少なさは、統計処理の妥当性、検討対象の網羅性、調査結果の一般性に重大な疑問を投げ掛ける。その端的な現れとして、清算企業と存続企業の財務指標の各平均値の清算前の相違幅が先行研究程明確かつ通増的に算出されていない¹²³⁾ことが指摘できる。こうした問題¹²⁴⁾は、一面では、倒産企業研究の宿命であり、とりわけ非公開株式会社を対象とした選択の必然であるが、繊維産業という業種¹²⁵⁾の選定と日系企業¹²⁶⁾への傾斜は、恣意的で強引との謗りを免れない。これらの当然の帰結として、研究手法が初歩的な段階に留ま

122) 平成13年の商法改正前は、我が国の情報開示制度である、貸借対照表の要旨の公告は、実効性を有さず、有限責任である株式会社との取引の可否判断のための唯一の法的な情報入手の手段が機能していないとの認識が一般的であった。現在は、会社法第440条により、会計監査人設置会社以外の株式会社は、株主総会の承認を得た計算書類（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・注記表）の中の貸借対照表の、公告または電磁的方法による開示（電子公告）を行うことになっている。なお、EU諸国は、タイと同様に、1978年の会社法調整に関する第四指令により、有限責任の会社すべてに対し計算書類の登記所における公開を義務づけている。江頭憲治郎、前掲註（11）、38-39、574-575頁。

123) 本稿で計算対象にしようとした財務指標は計55個あったが、対象企業の財務諸表の実際の制約条件から、すなわち、キャッシュ・フロー計算書が開示されておらずまた営業キャッシュ・フローの算定もできなかったこと、自己資本・営業利益がマイナスの会計期間が存在したこと、借入金・支払利息が計上されていない会計期間が存在したことから、19個の財務指標の算定は断念し、結局36個の財務指標を計算した。その内本稿で示した財務指標8個は、計算できた36個の財務指標の中で比較的明快な結果が出ているものである。

124) 手作業による収集、語学力、開示情報の翻訳、情報会社に関する知識といった問題もあった。次掲文献では、現地コンサルタント会社であるBusiness Online社への委託を通じて資料収集されている。三重野文晴、前掲註（23）、106頁。

125) 業種を限定した研究の場合、徹底的な実態分析、本質的類型化、さらに当該業種の計算主体の各類型別の発展に向けた学問的提案が出来れば理想的であろう。たとえば現今我が国農業に関して次がある。戸田龍介編著『農業発展に向けた簿記の役割-農業者のモデル別分析と提言』中央経済社、2014年。

126) タイ繊維産業における合弁資本と民族資本との関係は、次に詳しい。末廣昭「タイ繊維産業と日系多国籍企業-輸入代替期7大グループの競争と寡占」『アジア経済』第20巻第1号、1979年、2-35頁、available from <http://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/dspace/bitstream/2261/7487/1/suehiro20_1.pdf> at 9th February, 2014.

り、清算企業と存続企業とを区別するための財務指標を用いた客観的な判別モデルの模索試行ができず、対象企業群の規模の平準化の視点を生かせず、清算企業における会計操作の識別および動機の統計的説明はできなかつた。いくら帰無仮説の否定・棄却であると言っても、多々制約があったとは言え、30万社強を9社に代表させるのは、大胆過ぎるであろう。

本稿の調査方法に関する重大な限界は、タイの会計制度全体の中で、非公開株式会社の情報開示制度を位置づけるに至っていないことである。公開株式会社法と証券・証券取引法が適用され、証券取引委員会が監視する上場企業に関しては、全般的な企業統治の中で情報開示制度がその中心的機能の一つを果たしている。しかし、非上場企業に関しては、法人税申告書に監査済み財務諸表を添付しなければならないこと、また会計法は啓蒙的要素が強いと指摘されていること¹²⁷⁾から、その情報開示制度は、実質的な確定決算主義が表面上取られているとしても、経営者および課税当局による税務中心主義としての逆基準性¹²⁸⁾が強力であろう。中小企業の財務諸表の作成と利益金額の算定において課税所得計算および税務目的が先行する場合、外部関係者にとって、その会計情報は経営状態および経営成績の判断に役立たない可能性が大きくなり、また経営者にとっても、その会計情報は企業経営上の判断を誤りかねないものとなる。ただし我が国の経験¹²⁹⁾に鑑みて¹³⁰⁾も、国家近代化¹³¹⁾のさいの求心力維持と国家¹³²⁾存続優先のためには、税務中心の企業統制体制¹³³⁾は必然的な一方策である。タイの非公開株式会社の情報開示制度の理解にあたっては、本来ならばこのような歴史的な背景と特殊事情を織り込んだ上で調査分析を進める必要があった。

127) 元田時男「タイ国の2000年会計法」同ウェブサイト、前掲註(10)所収、available from <<http://home.att.ne.jp/yellow/tomotoda/lawseriesaccount.htm>> at 10th February, 2014.

128) たとえばドイツの商事貸借対照表と税務貸借対照表とにおける、基準性および逆基準性の原則に関しては、次に詳しい。森美智代「第10章 中小規模会社の個別決算書へのIAS/IFRS適用の影響-基準性の原則を巡って」『会計制度と実務の変容-ドイツ資本会計の国際的調和化を中心として』森山書店、2009年、216-234頁。

129) 我が国の会計制度に関するトライアングル(又銃)体制については、次に詳しい。新井清光『会計学とともに四十五年』中央経済社、1999年、53頁。広瀬義州『会計基準論』中央経済社、1995年、171頁。

130) 会計の国際的調和の観点から見た我が国のトライアングル(両天秤型)体制については、次に詳しい。徳賀芳弘「第8章 日本の会計規範の国際的調和化-翻訳の適応は継続されるか」『国際会計論-相違と調和』中央経済社、2000年、197-219頁。

131) 1948年に我が国に設置された企業会計制度対策調査会が企画したが連合軍に却下された、タイの会計法を連想させる、会計全般を司る「会計基準法」をはじめ、戦後に構想され実施された我が国の企業会計制度の基本理念と設計に関しては、次に詳しい。トモ スズキ『日本の経済社会に対するIFRSの影響に関する調査研究』(オックスフォード・レポート)金融庁、2012年、12-17頁、available from <<http://www.fsa.go.jp/common/about/research/20120614/01.pdf>> at 10th February, 2014.

132) たとえば米国における経済規制の一方法としての会計規制に関しては、次に詳しい。大石桂一『アメリカ会計規制論』白桃書房、2000年。

133) 会計基準および計算規制を社会的に統制するさいの国家的位置付けに関しては、次に詳しい。津守常弘『会計基準形成の論理』森山書店、2002年、332頁。

本稿に関する間接的な限界は多い。例えば、所有と経営が一致した中小企業が多いであろう非公開株式会社の開示情報に対する基本的な需要を見極めていない¹³⁴⁾、現地企業¹³⁵⁾と日系企業との相違の可能性を考慮していない、監査を監査法人所属の公認会計士に依頼するか個人の公認会計士に依頼するか税務監査士に依頼するかによる分析の区別ができていない、民族系と外資系との会計事務所の相違の影響追求の視点が無い、アジア通貨危機等世界経済の影響を織り込んでいない、上場企業の経営破綻が調査されていない、解散後の清算または破産の場合以外の経営破綻を考慮していない、自主的な清算と強制的な破産的清算との区別ができていない、公認会計士が準拠すべき会計基準が明示された2000年以降とそれ以前との財務諸表の区別が無い、粉飾または会計操作の可能性とその潜在的影響を斟酌¹³⁶⁾できていない、最近施行されたTFRS for NPAEsによる開示情報改善の可能性に言及できていない、最近の監査制度の状況が調査されていない¹³⁷⁾、タイ語文献が調査されていない、といったことがある。これらは今後の課題としたい。

134) 世界銀行が行ったサンプル調査によれば、1997年からのアジア通貨金融危機前夜において、監査済み財務情報の適切な開示を受けて実施された融資は、調査対象の4割に過ぎなかったことが報告されている。APEC諸国・地域における債権回収手続の実状に関する研究会、前掲註(56)、32頁。

135) タイに駐在し、繊維製品の輸出入に長年携わる日本の商社関係者の証言では、地場資本の非公開株式会社の開示情報に信用を置いておらず、現金取引でもその新規取引開始にあたって日本本社審査部による契約金額の限度額に関する承認を得るためには、通常、公表財務諸表とは異なる実際の財務諸表を相手側経営者または公認会計士から手に入れて信用調査の報告を本社に行なわなければならない、信用取引による売掛金額の限度額に関する日本本社審査部の承認を継続するためには、定期的に利益調整以前の財務諸表を入手し与信申請しなければならない、とのことである。ただこの場合でも、二重帳簿による財務諸表の信憑性を間接的に些かなりとも補強するという点で、企業情報が公的に開示されることに意味があると、幾分詭弁的だが考えることができる。

136) タイの企業の倒産リスクは予想より低いという指摘(Pamela Angus-Leppan, *supra* note (30), p.388)から、タイ企業の財務諸表数値は、企業間信用の金融仲介(三重野文晴, 前掲註(23), 113頁)または身内の助け合いが有るとしても、安全性と税務対策が優先され、保守的に利益数値が操作されていることが推察される。タイの経済社会に精通する複数の日本人からも、タイの企業一般における租税回避指向の根強い存在について聞いた。

137) 近年、タイの監査事情は急激に改善されているようである。次の記述に接した。「従来のように、委細構わず署名をしてくれるような会計鑑査士が激減した」(原文のまま)津野正朗『民商法典の「会社法」相当規定&閉鎖』ハロータイ社、2013年、91頁。

[参考文献]

- 赤木攻『タイの政治文化—剛と柔』勁草書房，1989年。
- 新井清光『会計学とともに四十五年』中央経済社，1999年。
- 新井美江子・後藤直義・須賀彩子・中村正毅・山口圭介「最新版倒産危険度ランキング」『週間ダイヤモンド』2013年1月26日，58-63頁。
- 安藤英義『商法会計制度論』国元書房，1985年。
- 池井戸潤『下町ロケット』小学館，2010年。
- 泉康裕訳『タイ国会計法規—仏暦2543年会計法・仏暦2547年会計業法・他』アリア会計事務所，2006年。
- 泉康裕「会計法索引」同訳『タイ国会計法規—仏暦2543年会計法・仏暦2547年会計業法・他』所収，アリア会計事務所，2006年，15-18頁。
- 泉康裕「会計業法索引」同訳『タイ国会計法規—仏暦2543年会計法・仏暦2547年会計業法・他』所収，アリア会計事務所，2006年，88-91頁。
- 泉康裕「巻末解説—タイにおける制度会計（非公開株式会社の場合）/タイの法定監査制度（非公開株式会社の場合）/タイの会計専門家（公認会計士・会計記帳責任者）/会計法と会計業法の概要について/会計業協会について」同訳『タイ国会計法規—仏暦2543年会計法・仏暦2547年会計業法・他』所収，アリア会計事務所，2006年，100-116頁。
- 泉康裕「2547年（仏歴）会計業法における会計業協会の組織図」同訳『タイ国会計法規—仏暦2543年会計法・仏暦2547年会計業法・他』所収，アリア会計事務所，2006年，91頁。
- 岩渕真一『事例に学ぶ倒産予知の勘所—与信管理の強化と粉飾決算の発見』金融財政事情研究会，2009年。
- ウシット・ウスイツソラ=アト（川嶋四郎訳）「タイ王国における倒産処理法の概要」『九州大学法制研究』第67巻第1号，2000年，187-212頁，available from <<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/handle/2324/2197/KJ00000724268-00001.pdf>> at 20th May, 2014.
- APEC諸国・地域における債権回収手続の実状に関する研究会『APEC諸国における債権回収訴訟・仲裁の実状に関する調査』（平成15年度アジア産業基盤強化等事業—法制度整備支援調査報告書）UFJ総合研究所，2003年。
- 江頭憲治郎『株式会社法 第4版』有斐閣，2011年。
- 大石桂一『アメリカ会計規制論』白桃書房，2000年。
- 大久保昭平・山岡靖・武藤潤「東南アジア子会社の経理業務の勘所—現地経理部の監査対応のポイント」『旬刊経理情報』第1359号，2013年10月1日号，23-27頁。
- 太田滋『撤退の経営戦略』白桃書房，1985年。
- 大橋昌平・山下康夫「7. 繊維産業」山田宗範編『タイ国経済概況2010年版/2011年版』所収，盤谷日本人商工会議所，2011年，81頁。
- 岡崎久彦・長谷川三千子『激論 日本の民主主義に将来はあるか』海竜社，2012年。
- 乙改正太・浅野信博「第3章 会計操作と監査」須田一幸・山本達司・乙改正太編著『会計操作—その実態と識別法，株価への影響』所収，ダイヤモンド社，2007年，75-84頁。
- 海外職業訓練協会『タイの日系企業が直面した問題と対処事例』海外職業訓練協会，2007年。
- 会計業監督委員会通達第42号「会計基準について」（2000年12月26日）泉康裕訳『タイ国会計法規—仏暦2543年会計法・仏暦2547年会計業法・他』所収，アリア会計事務所，2006年，31頁。
- 会計業監督委員会通達第47号「会計基準の強制の免除について」（2002年10月24日）泉康裕訳『タイ国会計法規—仏暦2543年会計法・仏暦2547年会計業法・他』所収，アリア会計事務所，2006年，59頁。
- 加藤正浩「第22章 タイ」武田安弘編著『財務報告制度の国際比較と分析』所収，2001年，税務経理協会，413-428頁。
- 金子由芳「タイの企業構造改革をめぐる法的分析」広島大学『国際協力研究誌』第8巻第2号，2002年，25-49頁，available from <http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/metadb/up/74007022/JIDC_08_02_03_kaneko.pdf> at 5th February, 2014.

- 金子由芳「アジア危機後のタイの倒産法制改革の特色」『神戸法学雑誌』第53巻第2号, 2003年, 81-110頁, available from <<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81004961.pdf>> at 9th February, 2014 (ただしネット上は奇数頁のみのPDF)。
- 金子由芳『アジア危機と金融法制改革—法整備支援の実践的方法論をさぐって』信山社, 2004年。
- 河本和行「第8回 タイの会社の任意清算と債務超過の財務諸表」同ウェブサイト『タイ徒然草』所収, available from [http://www.tellusgp.com/ADM/ADM\(0308\).html](http://www.tellusgp.com/ADM/ADM(0308).html) at 9th October, 2011.
- 久野康成監修『タイの投資・会社法・会計税務・労務』TCG出版, 2011年。
- 国際金融情報センター『アジア9ヶ国の倒産法整備の現状と実際の運営』2000年, 15-25頁, available from <<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/tyou001.htm>> at 8th February, 2014.
- 小林一雅「経営者が知っておくべきタイの税務の基礎知識」海外貿易開発協会『タイ進出日系中小企業の経営課題とその対応—税務・会計・投資(続)』(進出日系中小企業等支援事業・平成19年度事業報告書・タイ編)所収, 2008年, 13-34頁, available from <http://www.hidajapan.or.jp/hida/jp/about/archive/jodc/files/2007report_thai.pdf> at 8th February, 2014.
- 阪智香「タイの会計基準」広瀬義州・田中弘編著『国際財務報告の新動向』(別冊商事法務第222号)所収, 商事法務研究会, 1999年, 263-265頁。
- 桜井久勝・石川博行「倒産企業のプロフィール分析」神戸大学『国民経済雑誌』第180巻第2号, 1999年, 17-30頁。
- 桜井久勝・村宮克彦「倒産企業の財務比率の時系列特性」神戸大学『国民経済雑誌』第196巻第6号, 2007年, 1-16頁。
- 篠田茂太郎「体験記」同ウェブサイト『タイ国の税務に関する法令等』所収, available from <<http://www2.u.biglobe.ne.jp/~thaitax/taiken.htm>> at 8th February, 2014.
- 商務省産業振興局通達「会計記帳責任者としての資格要件に関する規定」(2000年8月3日)泉康裕訳『タイ国会計法規—仏暦2543年会計法・仏暦2547年会計法・他』所収, アリヤ会計事務所, 2006年, 19-25頁。
- 商務省産業振興局通達「会計法第11条に規定される財務諸表提出に関する規則及び方法について」(2002年1月18日)泉康裕訳『タイ国会計法規—仏暦2543年会計法・仏暦2547年会計法・他』所収, アリヤ会計事務所, 2006年, 55-57頁。
- 商務省産業振興局通達「財務諸表の表示に使用する要約勘定科目について」(2001年9月14日)泉康裕訳『タイ国会計法規—仏暦2543年会計法・仏暦2547年会計法・他』所収, アリヤ会計事務所, 2006年, 38-53頁。
- 商務省産業振興局通達「作成すべき会計帳簿の種類, 会計帳簿に記録すべき内容及び事項, 会計記録を行うために求められる証憑, 及び, 記帳の期限に関する規則」(2001年6月19日)泉康裕訳『タイ国会計法規—仏暦2543年会計法・仏暦2547年会計法・他』所収, アリヤ会計事務所, 2006年, 33-37頁。
- 白田佳子『企業倒産予知モデル』中央経済社, 2003年。
- 新日本有限責任監査法人編『タイ国の会計・税務・法務Q&A』税務経理協会, 2013年。
- 末廣昭「タイ繊維産業と日系多国籍企業—輸入代替期7大グループの競争と寡占」『アジア経済』第20巻第1号, 1979年, 2-35頁, available from <http://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/dspace/bitstream/2261/7487/1/suehiro20_1.pdf> at 9th February, 2014.
- 末廣昭『ファミリービジネス論—後発的工業化の担い手』名古屋大学出版会, 2006年。
- 末廣昭「第2章 証券市場改革とコーポレート・ガバナンス—情報開示ベースの企業淘汰システム」同編著『タイの制度改革と企業再編—危機から再建へ』所収, アジア経済研究所, 2002年, 63-123頁, available from <http://d-arch.ide.go.jp/idedp/KSS/KSS052400_004.pdf> at 5th February, 2014.
- 末廣昭・ネートナパー・ワイラートサック「タイの会計・監査制度と経済改革」盤谷日本人商工会議所『所報』2000年7月号, 6-17頁。
- 関根栄一・吉川浩司「わが国企業によるタイ資本市場活用の現状と今後の課題」『資本市場クォーター』2009年夏号, 139-154頁, available from <<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2009/2009sum10.pdf>> at

- 5th February, 2014.
- 武田隆二編著『中小会社の計算公開と監査—各国制度と実践手法』清文社，2000年。
- 中小企業基盤整備機構「ASEAN諸国における会計制度の実態把握調査」2006年，available from <http://www.smrj.go.jp/keiei/dbps_data/_material/_common/chushou/b_keiei/keieikokusai/pdf/asean-chousa.pdf> at 8th February, 2014.
- 津野正朗『民商法典の「会社法」相当規定&閉鎖』ハロータイ社，2013年。
- 積田北辰「第4章 貿易・国際収支」山田宗範編『タイ国経済概況2010年/2011年版』所収，盤谷日本人商工会議所，2011年，81頁。
- 津守常弘『会計基準形成の論理』森山書店，2002年。
- 東京商工リサーチ「平成20年全国企業倒産白書」岩渕真一『事例に学ぶ倒産予知の勘所—与信管理の強化と粉飾決算の発見』所収，きんざい，2009年，8-12頁。
- 徳賢芳弘「第8章 日本の会計規範の国際的調和化—翻訳的適応は継続されるか」『国際会計論—相違と調和』中央経済社，2000年，197-219頁。
- 戸田龍介編著『農業発展に向けた簿記の役割—農業者のモデル別分析と提言』中央経済社，2014年。
- トモ スズキ『日本の経済社会に対するIFRSの影響に関する調査研究』（オックスフォード・レポート）金融庁，2012年，available from <<http://www.fsa.go.jp/common/about/research/20120614/01.pdf>> at 10th February, 2014.
- 日本公認会計士協会訳「継続企業」（監査基準委員会報告書570）2011年，International Auditing and Assurance Standards Board, *International Standard on Auditing 570*, “Going Concern.”
- 日本公認会計士協会訳「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（監査基準委員会報告書700）2011年，International Auditing and Assurance Standards Board, *International Standard on Auditing 700*, “Forming An Opinion and Reporting on Financial Statements.”
- 日本公認会計士協会訳「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」（監査基準委員会報告書705）2011年，International Auditing and Assurance Standards Board, *International Standard on Auditing 705*, “Modifications to the Opinion in the Independent Auditor’s Report.”
- 日本公認会計士協会訳「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」（監査基準委員会報告書706）2011年，International Auditing and Assurance Standards Board, *International Standard on Auditing 706*, “Emphasis of Matter Paragraphs and Other Matter Paragraphs in the Independent Auditor’s Report.”
- 日本タイ学会編『タイ事典』めこん社，2009年。
- 日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター訳編「1999年外国人事業法」，available from <https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/pdf/invest_002.pdf> at 20th February, 2014.
- 日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター訳編「投資奨励方針および原則について」（投資委員会2000年8月1日布告第一/2543号第3項3-2），available from <<http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/boi/pdf/BOI2000.pdf>> at 20th February, 2014.
- 濱條元保・中川美帆「沸騰！東南アジア—タイに見る東南アジアの優位性」『エコノミスト』2013年1月29日号，20-24頁。
- 林隆敏「オペニオン・ショッピング」伊豫田隆俊・松本祥尚・浅野信博・林隆敏・町田祥弘・高田知実『実証的監查理論の構築』所収，同文館，2012年，229-244頁。
- 盤谷日本人商工会議所繊維部会編『日系繊維製造業名簿』バンコク日本人商工会議所，1998年。
- 盤谷日本人商工会議所繊維部会「50年の歩み」50周年記念事業実行委員会記念誌ワーキンググループ『タイ経済社会の半世紀とともに—盤谷日本人商工会議所50年史』所収，盤谷日本人商工会議所，2005年，180-184頁。
- 広瀬義州『会計基準論』中央経済社，1995年。
- 福永雪子「洪水後にも投資は拡大—タイにとどまる日系企業」『エコノミスト』2012年9月18日号，40-41頁。

- 的手美与子「第1部 タイの会計・開示制度」平松一夫監修『タイ・マレーシアの会計・開示制度』所収, 中央経済社, 1992年, 1-82頁。
- 三重野文晴「タイ、マレーシアにおける企業の分布と資金調達—上場／非上場, 外資系／日系企業を焦点に」国際協力銀行『国際調査室報』第2号, 2009年, 104-130頁, available from <http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/information/research/journal/_200908_all.pdf> at 5th February, 2013.
- 元田時男「タイ国会計基準の概要—タイ国の会計基準 (TAS) と財務報告基準 (IFRS)」同ウェブサイト『タイ国経済データベース』所収, available from <<http://home.att.ne.jp/yellow/tomotoda/thaiaccountingstandard.htm>> at 5th February, 2014.
- 元田時男「タイ国の会計制度と主要租税—概要および最近の動向」同ウェブサイト『タイ国経済データベース』所収, available from <<http://home.att.ne.jp/yellow/tomotoda/accountingtax.htm>> at 5th February, 2014.
- 元田時男「タイ国の2000年会計法」同ウェブサイト『タイ国経済データベース』所収, available from <<http://home.att.ne.jp/yellow/tomotoda/lawseriesaccount.htm>> at 10th February, 2014.
- 元田時男「タイの会計の主な特徴は？」同ウェブサイト『タイ国経済データベース』所収, available from <<http://home.att.ne.jp/yellow/tomotoda/qaaccountingthai.htm>> at 8th February, 2014.
- 元田時男訳「タイ国民商法典第22編パートナーシップと会社法—第4章株式会社 (2008年3月改正)」同ウェブサイト『タイ国経済データベース』所収, available from <<http://home.att.ne.jp/yellow/tomotoda/companylimitedact.htm>> at 5th February, 2014.
- 元田時男訳『パートナーシップと会社法 (タイ国民商法典第22編) 1956年法人の違反に関する法律 (最終改正2006年) 1992年公開株式会社法』GIPU, 2007年。
- 森美智代「第10章 中小規模会社の個別決算書へのIAS/IFRS適用の影響—基準性の原則を巡って」『会計制度と実務の変容—ドイツ資本会計の国際的調和化を中心として』森山書店, 2009年, 216-234頁。
- 山下康夫・宮堂倉一・真鍋祐一・大橋昌平「7. 繊維産業」山田宗範編『タイ国経済概況2010年/2011年版』所収, 盤谷日本人商工会議所, 2011年, 297-304頁。
- 山田昭「タイにおけるM&A法制度の特徴と最近の投資動向」『M&A Review』第25巻第3号, 2011年5月, 7-13頁, available from <http://www.mylaw.co.jp/lawyers/yamada_docs/M&AReview23_5.pdf> at 8th February, 2014.
- UFJ総合研究所「第2章 タイ」『アジア各国における企業会計制度の現状と課題』2002年, 17-34, 92-100頁, available from <<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/tyou067a.pdf>> at 5th February, 2014.
- Aim-orn Jaikengkit, "The Development of Financial Reporting, The Stock Exchange and Corporate Disclosure in Thailand," *Research in Accounting Regulation*, Vol. 15, 2002, pp.239-258.
- A.I.Dimitras, S.H.Zanakis, C.Zopounidis, "A Survey of Business Failures with an Emphasis on Prediction Methods and Industrial Applications (Theory and Methodology)," *European Journal of Operational Research*, Vol.90, 1996, pp.487-513.
- Ann Gaeremynck, Marleen Willekens, "The Endogenous Relationship between Audit-Report Type and Business Termination: Evidence on Private Firms in a Non-Litigious Environment," *Accounting and Business Research*, Vol. 33, No. 1, 2003, pp. 65-79.
- Asheq Rahman, Jira Yammesri, Hector Perera, "Financial Reporting Quality in International Settings: A Comparative Study of the USA, Japan, Thailand, France and Germany," *International Journal of Accounting*, Vol.45, 2010, pp.1-34.
- David B. Citron, Richard J. Taffler, "The Audit Report under Going Concern Uncertainties: An Empirical Analysis," *Accounting and Business Research*, Vol. 22, No.88, pp.337-345.
- Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos, "TFRS Insights—English version 1/2011-NPAE Issue," 2011, available from <<https://www.deloitte.com/assets/Dcom-Thailand/Local%20Assets/Documents/Audit%20>

- Newsletters/TH(en)_AUD_TFRS%20Insights_20110929.pdf> at 5th February, 2014.
- Donald R.Herrmann, Sompong Pornupatham, Thanyaluk Vichitsarawong, "The Impact of the Asian Financial Crisis on Auditors' Conservatism," *Journal of International Accounting Research*, Vol. 7, No. 2, 2008, pp. 43-63.
- Edward I. Altman, "Financial Ratios, Discriminant Analysis and the Prediction of Corporate Bankruptcy," *Journal of Finance*, Vol.23, No.4, September 1968, pp.589-609.
- Fumiharu Mieno, "Fund Mobilization and Investment Behavior in Thai Manufacturing Firms in the Early 1990s," *Asian Economic Journal*, Vol.20, No.2, 2006, pp.95-122.
- IFRS Foundation, "IFRS Application Around the World-Jurisdictional Profile: Thailand," IFRS Foundation, available from <<http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Documents/Jurisdiction-profiles/Thailand-IFRS-Profile.pdf>> at 5th February, 2014.
- International Federation of Accountants, "Thailand," available from <<http://www.ifac.org/content/thailand>> at 9th February, 2014.
- Jane F. Mutchler, "A Multivariate Analysis of the Auditor's Going-Concern Opinion Decision," *Journal of Accounting Research*, Vol. 23, No.2, 1985, pp.668-682.
- Jane F. Mutchler, William Hopwood, James M. McKeown, "The Influence of Contrary Information and Mitigating Factors on Audit Opinion Decisions on Bankrupt Companies," *Journal of Accounting Research*, Vol. 35, No. 2, 1997, pp.295-310.
- Jodi L.Bellovary, Don E. Giacomino, Michael D. Akers, "A Review of Bankruptcy Prediction Studies: 1930 to Present," *Journal of Financial Education*, Vol. 33, Winter 2007, pp.1-42.
- Kenneth B. Schwartz, Krishnagopal Menon, "Auditor Switches by Failing Firms," *Accounting Review*, Vol.60, No.2, April 1985, pp.248-249.
- Kevin C. W. Chen, Bryan K. Church, "Default on Debt Obligations and the Issuance of Going-Concern Opinions," *Auditing: A Journal of Practice and Theory*, Vol. 11, No.2, 1992, pp.30-49.
- Kriengkrai Boonlert-U-Thai, Gary K. Meek, Sandeep Nabar, "Earnings Attributes and Investor-Protection: International Evidence," *International Journal of Accounting* Vol. 41, No.4, 2006, pp.327-357.
- Krishnagopal Menon, Kenneth B. Schwartz, "An Empirical Investigation of Audit Qualification Decisions in the Presence of Going Concern Uncertainties," *Contemporary Accounting Research*, Vol.3, No.2, pp.302-315.
- Ministry of Commerce, "Number of Business Registration (A.D.1912-June 30, 2011)," available from <http://www2.moc.go.th/main.php?filename=index_design4_en> at 2013.
- Nathanont Komutputipong et al., "A Study of Practical Applications of Accounting Standard on Impairment of Assets in Thai Listed Companies," *The Proceedings of The 5th Asian Academic Accounting Association Annual Conference*, 2004.
- Nicholas Dopuch, Robert W. Holthausen, Richard W. Leftwich, "Predicting Audit Qualifications with Financial and Market Variables," *Accounting Review*, Vol. 62, No. 3, July 1987, pp.431-454.
- Pamela Angus-Leppan, "Chapter 15-Thailand," in Ronald Ma (edited by), *Financial Reporting in the Pacific Asia Region*, World Scientific, 1997, pp.381-412.
- Pavinee Manowan, Ling Lin, "Dual Class Ownership Structure and Real Earnings Management," *International Journal of Accounting and Finance*, Vol. 4, No. 1, 2013, pp.86-97.
- Pimpana Peetathawatchai, Kittima Acaranupong, "Are Impairment Indicators and Losses Associated in Thailand?," *Journal of Financial Reporting and Accounting*, Vol. 10, 2012, pp.95-114.
- Prapaporn Kiattikulwattana, "Earnings Management and Voluntary Disclosure of Management's Responsibilities on Financial Report," *The Proceedings of American Accounting Association*, Anaheim, U.S.A., 2013.

- Ray Ball, Ashok Robin, Joanna Shuang Wu, "Incentives versus Standards: Properties of Accounting Income in Four East Asian Countries," *Journal of Accounting and Economics*, Vol.36, No.1?3, December 2003, pp. 235-270.
- Roger C. Graham, Raymond D. King, "Accounting Practices and the Market Valuation of Accounting Numbers: Evidence from Indonesia, Korea, Malaysia, the Philippines, Taiwan, and Thailand," *International Journal of Accounting*, Vol. 35, No.4, 2000, pp.445-470.
- Securities and Exchange Commission, "List of Auditors Approved by the Office of SEC," (Last Reviewed 10 January 2014), available from <<http://market.sec.or.th/public/orap/AUDITOR01.aspx?lang=en>> at February 8th, 2014.
- Siriluck Sutthachai, Terence E. Cooke, "An Analysis of Thai Financial Reporting Practices and the Impact of the 1997 Economic Crisis," *Abacus*, Vol. 45, No. 4, 2009, pp. 493-517.
- Thailand Accountant: MSNA Ltd: Bangkok Accounting Company, "Thai Auditing Standards," available from <<http://msna.biz/thai-accounting-tax/thai-auditing-standards>> at 9th February, 2014.
- Timothy B. Bell, Richard H. Tabor, "Empirical Ananalysis of Audit Uncertaunty Qualifications," *Journal of Accounting Research*, Vol. 29, No. 2, 1991, pp.350-370.
- Visarut Sribunnak, M. H. Franco Wong, "The Impact of Excluding Nonfinancial Exposure on the Usefulness of Foreign Exchange Sensitivity-Analysis Risk Disclosure," *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, Vol.21, 2006, pp.1-25.
- Wilasinee Kiatapiwat, "Controlling Shareholders, Audit Committee Effectiveness, and Earnings Quality: The Case of Thailand," *PhD Dissertation, University of Maryland*, 2010.
- William Hopwood, James McKeown, Jane Mutchler, "A Test of the Incremental Explanatory Power of Opinions Qualified for Consistency and Uncertainty," *Accounting Review*, Vol. 66, No. 1, January 1989, pp.28-48.
- William H. Beaver, "Financial Ratios as Predictors of Failure," *Journal of Accounting Research*, Vol. 4, Supplement to 1966, pp.71-106.
- William H. Beaver, Maria Correia, Maureen F. McNichols, "Financial Statement Analysis and the Prediction of Financial Distress," *Foundations and Trends in Accounting*, Vol.5, no. 2, 2011.
- World Bank, "Kingdom of Thailand-Report on the Observance of Standards and Codes (ROSC): Accounting and Auditing (English)," Washington D.C.: World Bank, 2008, available from <<http://documents.worldbank.org/curated/en/2008/04/10038403/kingdom-thailand-report-observance-standards-codes-rosc-accounting-auditing>> at 8th February, 2014.

〔謝辞〕

I wish to express my sincere gratitude to the following people for their benevolence. In *Chulalongkorn University*, Ananchai Kongchan, Anop Tanlamai, Chomnard Setisarn, Danuja Kunpanitchakit, Duangsamorn Orapin, Kamolmett Chrityakierne, Kingkarn Thepkanjana, Kotchakorn Chalermkanchana, Kriengkrai Boonlert-U-Thai, Natchanont Komutputipong, Nuttapol Assarut, Ong-Ard Singtokul, Oranuj Soongswang, Pakapong Boonyakiat, Pavinee Manowan, Pimpana Peetathawatchai, Prachit Hawat, Prapaporn Kiattikulwattana, Pongprot Chatrathorn, Sompong Pornupatham, Suree Wongwanich, Thanyaluk Vichitsarawong, Visarut Sribunnak, Wachiranit Wongaree, Wilasini Wongkaew. Preecha Chalermrojn (*Erawan Textile*), Yuttana Slipsarnvitch (*Thai Garment Manufacturers Association*), Masako N. Darrrough (*Baruch College, City University of New York*), 青木伸也 (在タイ国日本国大使館), 赤木攻 (大阪外国語大学), 秋田茂 (大阪大学), 泉康裕・川村励・パカポー・ワンブンブッド (タイ・アリアヤ会計事務所), 大崎美泉 (大分大学), 加賀谷勇悦 (タイ山喜), 片岡哲哉 (浜松学院大学), 金子義久・江波純一郎 (日本タイクラブ), 川島伸 (タイ・マザーブレイン会計事務所), 川村芳範・坂井清三 (タイ・アース製薬), 小松亮 (タイクラブ), 島田美智子 (下関市立大学), 頭師暢秀 (流通科学大学), 高田耕一郎 (タイD.K.Textile), 野村慈水 (タイ・グローバル・コミュニケーションズ)。本稿は、平成22年度関西大学在外研究員制度による成果である。外地手当付駐在は、関西大学商学部教授会および学校法人関西大学理事会に許可頂いた。